

令和 2 年 第 2 回 定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 11 日 開会

令和 2 年 6 月 12 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和2年
第2回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

6月11日(木)

- 開 会 5
- 開 議 5
- 町長あいさつ 5
- 議事日程の報告 7
- 会議録署名議員の指名 7
- 会期の決定 7
- 諸般の報告 8
- 日程の追加 13
- 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙 13
- 一般質問 15
 - 5 番 浅 見 裕 彦 議員 15
 - 2 番 黒 澤 克 久 議員 28
- 発言の訂正 30
 - 4 番 宮 原 みさ子 議員 35
 - 8 番 大 野 伸 恵 議員 39
 - 6 番 新 井 鼓次郎 議員 45
 - 1 番 向 井 芳 文 議員 48
 - 3 番 阿左美 健 司 議員 53
- 散 会 58



6月12日(金)

- 開 議 61
- 議事日程の報告 61
- 陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決 61
 - ・ 陳情第8号 筆界特定に関する陳情
- 報告第1号の上程、説明、質疑 62
 - ・ 報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況について
- 報告第2号の上程、説明、質疑 67

・報告第2号 令和元年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
・議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）	
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
・議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
・議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）	
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
・議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
・議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））	
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
・議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
・議案第35号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
・議案第36号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
・議案第37号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○閉会中の継続審査の申し出	92
○閉会	93

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第28号

令和2年第2回横瀬町議会定例会を、令和2年6月11日横瀬町役場に招集する。

令和2年6月4日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和2年第2回横瀬町議会定例会 第1日

令和2年6月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、選挙第 2号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長
大沢賢治	代監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
コロナの感染に注意を払いながら、通常どおりの定例会を行いたいと思いますので、ご協力をよろしく
お願いいたします。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 最初に、町長にごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい
中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

天候の不安定な時期になりました。今後も蒸し暑い日や肌寒さを感じる日など体調管理が難しい日が続
きます。皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきご活躍いただきますようお願い申し上げます。

さて、新年度に入り2か月余りが経過しましたが、4月7日に発出された緊急事態宣言が5月25日まで
継続されるなど、ここまでは新型コロナウイルス感染症に関する対応、対策が行政運営の中心となる極め
て異例の事業年度スタートとなりました。この間は、外出の自粛に加えて、飛沫感染、接触感染を避ける
ために密閉、密集、密接のいわゆる3密を避けること、人と人との距離を保つこと、手洗いや消毒をまめ
にすること、部屋の換気をすること、マスクを着用するなどのせきエチケットに気をつけることなど、折
に触れ町民の皆様をお願いしてまいりました。また、役場庁舎の感染拡大リスクを低減するために、事務
スペースの分散やつい立ての設置などを早期に導入して対応してまいりました。小中学校の休業や各施設
の休館、閉鎖などに加えて、4月24日には秩父郡市の1市4町1村共同で秩父地域に来訪される方々に対
しての来訪自粛のお願いの声明も発表いたしました。このように住民の皆様にご理解、ご協力をいただき
ながら、これら感染拡大防止策を進めてまいりましたが、幸いにも当町においては、この時点まで感染者
ゼロできています。感染拡大防止にご理解、ご協力いただきました住民の皆様にご改めて御礼を申し上げた
いというふうに思います。

一方、ウイルスはなくなったわけではありませんので、引き続き十分な警戒は続けていきたいと考えて

います。

さて、4月30日には新型コロナウイルスに対応する政策パッケージ、コロナに負けない横瀬パックを発表しました。これは、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金に加えて、町独自の横瀬町子育て世帯応援緊急支援金、準要保護世帯向け就学支援費前倒し支給、横瀬町中小企業振興資金利子補給金、横瀬町中小企業者緊急給付金、助け合いプレミアム付地域振興券発行、お弁当マルシェ、お弁当助け合い購入、横瀬町新型コロナウイルス感染症対策農家等支援事業などによる経済対策、それに加えて防災無線の活用やオンラインコンテンツの提供、教育分野におけるICT活用の推進、感染拡大防止を踏まえた避難所装備の拡充等を含んだ総合的な政策パッケージになっており、国、県の支援と組み合わせる最適な支援となるように、横瀬らしさ、地域特性を踏まえてきめ細かく皆を元気にすることを目指したものです。

この中の主な進捗の一部についてお伝えをいたします。特別定額給付金につきましては、先月末、5月29日時点で金額ベースで89.7%、世帯ベースで87.4%の支給を完了しております。埼玉県の数値によりますと、これは先月末時点で県下63市町村で最も進んだ進捗になっているという状況であります。なお、その後、昨日までの振込完了実績は金額ベースで96.7%、世帯ベースで95.5%まで進捗しています。また、町独自の横瀬町子育て世帯応援緊急支援金の対象395世帯中99%を超える世帯への支給、準要世帯向け就学援助費前倒し支給の全対象先への支給、コロナ感染症対策農家等支援事業の全対象先への支給を5月中に終わらせております。

続いて、国の持続可給付金を補完するものとして設定した中小企業者緊急給付金につきましては、ここまで19件、190万円の交付を実施しています。

また、6月1日から販売開始をしました助け合いプレミアム付商品券は、昨日までの10日間で8,500冊のうち4,446冊の販売、率にして52.3%の販売を終えています。特別定額給付金をできるだけ早く支給して、助け合いプレミアム商品券販売により地域内経済循環をつくるという流れはつくれたと思います。

以上、緊急性を鑑みスピード重視で進めてきた、コロナに負けない横瀬パックの経済支援については、おおむね順調に進捗しております。今後も引き続き必要な支援を必要なタイミングで実施してまいりますよう、内外の情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと思います。

また、今回の事態を契機と捉え、集まらなくても学べるようにとゼロから進めてきた教育分野のICT活用面において、各家庭でのICT環境アンケート調査の実施、そしてチャレンジ企画としてZoomを用いたZoomチャレンジを実施、中学校で50.7%、小学校では41.8%の参加を得ることができました。まだまだ始まったばかりですが、今後しっかりと環境を整えてまいりたいというふうに思います。

以上、この間の町事業の一部を申し上げさせていただきました。この間は、限られた時間の中で多くのことが初めての経験という難しい状況での行政運営となりましたが、議員の皆様におかれましては、様々な場面で相談に乗っていただいたり、防災無線での先生による朝の声かけなど、様々なご提言、ご提案をいただいたり、お弁当マルシェでの全面的なご協力をいただいたり、格別な協力を賜りました。執行部と議会は、車の両輪に例えられますが、感染拡大防止も迅速な経済支援策実施も議会の皆様のご協力あればこそと実感しております。改めて、皆様に御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案であります。報告2件、専決処分の承認を求めることについて6件、条例の一部改正1件、令和2年度横瀬町一般会計補正予算1件、規約変更1件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名を申し上げます。

9番 若林 想一郎 議員

10番 関 根 修 議員

11番 小 泉 初 男 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、6月4日午後2時より議員控室において開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局2名でございました。会議録署名委員に浅見裕彦委員、新井鼓次郎委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議をいたしました。議案件数

及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は6月11日から6月12日の2日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11日から12日までの2日間と決定することをご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、文書の写しを手元に配付いたしましたので、議長預かりとさせていただきますので、ご了承願います。

次に、令和元年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告書が提出されております。この件につきましては、その写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第1回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、令和2年3月から5月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されております。この報告について監査委員に説明を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、御覧いただければと思います。

内容につきましては、令和2年3月19日4月の20日及び5月19日に実施いたしまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和元年度及び令和2年度の一般会計と5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な調書を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。また、指摘事項につきましては特にございませんでし

た。

また、令和2年4月末日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は、令和元年度、令和2年度合わせて4億6,800万2,804円であることを確認いたしました。

以上が例月出納検査の結果でございます。

なお、余談となりますが、町当局におかれましては、このたびの新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、迅速かつ適切に取り組んでおられますことに、町民の一人としまして感謝を申し上げたいと思います。

以上で、私から報告を終わります。

○内藤純夫議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、各常任委員会の報告をお願いいたします。

なお、広報常任委員長は自席での座ったままの報告答弁を許可いたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告をお願いいたします。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会の審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。なお、今回の常任委員会は2回行いました。

開催日時、令和2年5月14日午後3時より、横瀬町役場議場において、出席者、委員6名、事務局2名。会議録署名委員といたしまして、内藤純夫委員、大野伸恵委員をお願いいたしました。

審査事件等については、1、委員会付託案件、陳情第8号 筆界特定に関する陳情について、2、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、委員会付託案件、陳情第8号 筆界特定に関する陳情について、令和元年12月定例会で当委員会への付託となり、令和2年2月4日に参考人として陳情者に出席をいただき質疑を行ったほか、引き続き閉会中の継続審議となった案件です。審査の内容及び結果については、令和2年6月1日付総務文教厚生常任委員会審査報告書のとおりです。

2、その他についてはありませんでした。

以上、1回目の報告いたします。

2回目は、開催日時、令和2年5月28日午後2時より、横瀬町役場議場において行いました。出席者は、委員6名、執行部11名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、若林想一郎委員、若林清平委員をお願いいたしました。

審査事件等については、1、所管事務調査、第3次健康よこぜ21プラン、横瀬町自殺対策計画について、2、横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告等について、3、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、所管事務調査、第3次健康よこぜ21プラン、横瀬町自殺対策計画について、健康づくり課長より説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

2、教育長より学校の夏季休業日短縮について及び学校ICT関係について説明を受けた後、教育委員会自己点検・自己評価報告等を資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

3、その他、執行部から所管事項の報告、説明がありましたが、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上で報告を終わりにいたします。

○内藤純夫議長 次に、産業建設常任委員会の報告をお願いいたします。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文産業建設常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により以下のとおり報告いたします。

開催日時ですが、令和2年5月28日午前10時より。開催場所は、横瀬町役場議場。出席者は、委員6名、執行部5名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、阿左美健司委員、新井鼓次郎委員をお願いいたしました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査、横瀬町都市計画マスタープランについて、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、(1)、所管事務調査は、加藤建設課長及び同課増田主査より横瀬町都市計画マスタープランについて資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、計画作成の経緯に関する事、内容の詳細に関する事、今後の進め方に関する事等でした。

まとめといたしまして、当委員会としては横瀬町都市計画マスタープランについて説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

(2)、その他でございます。執行部から6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会といたしましては、これらを報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 次に、広報常任委員会の報告をお願いいたします。

5番、浅見裕彦委員長。

○浅見裕彦広報常任委員会委員長 委員長のお計らいによりまして、自席での報告ということで申し訳ありませんが、よろしくをお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、広報常任委員会、3月の議会で常任委員会となりました。今後、議会で報告いたします。

本委員会で審議された調査事件について、お手元に資料の差し替えがありますので、そちらを見ていただければと思います。調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告します。

開催日時であります。令和2年4月13日午後1時より、横瀬町役場の3階の議員控室で行いました。出席は、委員6名と事務局の1名でありました。このときは、ちょうど新型コロナの関係がありまして、

会議録センターの方は来ないで電話連絡等について行ったので、この職員だけでありました。会議録署名委員としまして、向井芳文委員、宮原みさ子委員にお願いしました。

審査事件等ではありますが、議会だより第126号の編集について、その他であります。

審査経過とまとめであります。議会だよりの第126号の編集について、協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定したところであります。

次に、この間6月4日に出したその後に議運の後の会議だったので、閉会中審査ということで付け加えをしました。

開催日時であります。令和2年6月4日午後3時より、横瀬町役場3階議員控室で行いました。出席者については、委員6名、議長、それから事務局1名、今回は会議録センター1名も参加していただきましたので、ここに追加してください。会議録署名委員としまして、新井鼓次郎委員、大野伸恵委員にお願いしました。

審査事件等についてではありますが、1、議会だより第127号の編集について、2、その他であります。

審査経過とまとめであります。1番として、議会だより第127号の編集について、協議、検討を行ったということで、今日お手元のほうに第127号の方針、こういう割り振り等を決めたところであります。こういう検討を行ったということであります。

その他については特にありませんでした。

以上の報告といたします。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 各常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。

まず最初に、全員協議会を令和2年5月22日金曜日午前10時より、秩父クリーンセンター3階大会議室で行いました。出席者は、議員16名、関係職員でした。

議事の内容ですが、(1)、諸報告、組合議員補欠選挙の結果について、議会臨時会管理者提出議案の概要について、パブリックコメントの報告について、設計施工一括発注方式（DB方式）の検証について。

2、議会運営について、議席について、常任委員会について、議会人事について、行政視察について、その他を会議で話し合いました。

続きまして、臨時会ですが、令和2年5月29日金曜日午前10時より、秩父クリーンセンター3階大会議室で会議を開きました。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、関係職員が出席いたしました。

議事ですが、第1、議席の指定、新たに組合議員となった2名、皆野町、四方田実議員、12番、林豊議員、11番です。続きまして、第2、議長の選挙、指名推選により皆野町、四方田実議員を選出いたしました。第3、会議録署名議員ですが、すみません、ちょっと今手元に資料がないので、もう一度後日自席にて報告いたします。会期の決定は1日と決まりました。諸報告として特に今回はございませんでした。6、常任委員会委員の選任ですが、総務常任委員会に林豊議員、厚生衛生常任委員会に四方田実議員を選出い

たしました。第7、管理者提出議案の報告です。第8、議案第9号 専決処分について（令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回））、議決結果、可決、起立全員でした。第9、議案第10号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議決結果、可決、起立全員でした。第10、議案第11号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）、議決結果、可決、起立全員でした。第11、議案第12号 工事請負契約の締結について、議決結果、可決、起立全員でした。第12、議案第13号 訴えの提起について、議決結果、可決、起立全員でした。

以上を報告とさせていただきます。

なお、広域の資料は、この後控室に置きますので、ぜひ御覧ください。なお、質問等については控室でお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑がありましたらお受けいたします。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点よろしく願いいたします。総務文教厚生常任委員長のほうにお伺いいたします。

所管事務調査で教育委員会の自己点検・自己評価報告書の資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いましたとありました。それで、今日、お手元に自己点検・自己評価報告書というのが教育委員会のが出されています。私、いつも見ながら、横瀬町の教育委員会というのは自分に厳しいなというふうに思いながらいるところで、総合評価の関係で、A評価というのがすごく限られて、学校教育の中での体力向上だとか、あるいは学校応援団の充実、そして公民館の点が2点です。そのほかについては、おおむね成果が見られるというふうな評価になっているところではありますが、委員の皆さんの中から、この評価に対してどう捉えるか、もっとやっているのではないかというのを含め、あるいはここはそうではないのかという、そういう論議がありましたかどうかについて、報告をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 先ほどの浅見議員にお答えします。

何点かありましたけれども、教育長が的確な答弁をいただいたので、委員としても評価してまいりましたので、詳しいことはメモがちょっとないので、分かりませんが、教育長の的確な答弁で、委員としても納得できたところでございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 先ほど会議録署名議員のところ落ちてしまいましたので、報告させていただきます。11番、林豊議員、12番、新井議員、13番、染野議員が会議録署名議員に指名されております。

以上です。

○内藤純夫議長 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○内藤純夫議長 再開いたします。

◇

◎日程の追加

○内藤純夫議長 ここで申し上げます。

秩父広域市町村圏組合議会議員の浅見裕彦議員の辞職願が組合議会議長に提出され、辞職が許可されております。したがって、横瀬町選出の組合議会議員に1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。この際、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○内藤純夫議長 再開いたします。

◇

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○内藤純夫議長 追加日程第1、選挙第2号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定により指名推選による方法

がございますが、どなたか発言を求めます。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 急遽広域の議員が欠けたということですので、できれば指名推選という形でお願いをしたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 その他ご意見ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 今、若林清平議員のほうから指名推選というお話がありました。ここで私のほうから推選をさせていただければと思います。

関根修議員が議員としての見識、経験が豊かでありますので、この際、広域の議員になっていただければと思いますので、推選させていただきます。

○内藤純夫議長 他にご意見は。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 今、阿左美健司議員がおっしゃったとおり、私もそのように思います。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。ただいま2名の方から10番、関根修議員を指名推選したいとのご意見が出ましたが、10番、関根修議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、10番、関根修議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

本議場に当選人がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をお知らせいたします。

それでは、当選されました関根議員、ごあいさつをお願いいたします。

○10番 関根 修議員 ただいまご指名いただきまして、誠にありがとうございます。10年ぶりでございます。その前に6年やって、10年ちょっとぶりかな、なのです。初心に戻りまして、広域行政に貢献したいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。今日はどうもありがとうございます。

○内藤純夫議長 これで、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時48分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

一般質問に際しましては、質問者・答弁者とも簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

なお、5番、浅見裕彦議員には質問席での座ったままでの質問を許可いたします。

それでは、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をします。

質問に入る前に、私の体の状況を鑑みて、議長の配慮によりまして登壇せずに質問席での一般質問、変則ではありますが、大変感謝申し上げます。また、議員の皆さんのご協力、大変ありがとうございます。現在、抗がん剤による治療継続中ではありますが、命の続く限り、行動でき得る限りは、皆さんとともに町民福祉向上に努めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスは、昨年、中国武漢から発生し、またたく間に全世界に広がり、パンデミック世界的流行を起こしています。今日の時点における感染者は、朝調べましたところ、全世界で約724万人、死者41万人という、まだ衰えを見せておりません。日本においては、1万7,251人の患者数ですか、死亡者が919、数字は動くと思いますが、こういうふうな報告が見えたところであります。先ほど町長の話には2月27日、安倍首相による突然の学校休暇要請が出され、学校も休暇になりました。全国一斉の学校閉鎖、横瀬議会も3月議会が町の対応に協力しながら、質問に対する回答を文書としてきた経過もあります。政府による緊急事態宣言が4月7日に出され、外出自粛、これは業者への補償も伴わない営業自粛要請で、世の中が疲弊しつつあります。進めぬPCR検査にもかかわらず、耐える国民性などにより感染者数の減少が出て緊急事態宣言が解除され、徐々に生活が戻りつつあります。この間横瀬町では、先ほど町長の話にありました、町職員、議員、関係する諸団体の協力により積極的に行動し、弱者救済に対応してきました。話の中にあつたように、横瀬町は大変早く対応し、特定給付については先ほどお話ありました96%、7%ですか、それから準要保護世帯への5月中の配布、農家への支援、それから業者支援という形でやってきました。それから、持続化給付金についても職員を増やして対応して、全ての人に行き渡るような、そういう宣伝をやってきて、本当に多くの努力をやってきた中身だと思います。大変お疲れさまでした。献身的な努力に敬意を表します。

これから予想される第2波、第3波に対し、治療薬が開発され、ワクチン接種ができるまでの間、今できることはあらゆる事態に対応できるように、最悪を想定し、最善を尽くす準備を進めることが大事です。コロナと共存しながら、命を守っていきましょう。

それでは、質問に入ります。質問事項1として、秩父広域市町村圏組合の水道事業水道料金統一案についてであります。先般パブリックコメントを求めた秩父広域市町村圏組合水道事業水道料金統一案が示されています。これによれば経営審議会答申で、これはこの前の3月議会でも覚書とか広域水道の関係がありました。こういう点にとって、5年後の水道料金統一ということで、料金改定が平均17.9%の引上げをすることが必要であると答申されています。水道料金統一案には、秩父市の料金体系である基本料金と従量制を取り入れ、統一化を図るとしています。答申で引き落とされた改定数に対して不足する収入金額は、

年間3億6,000万円が不足するというふうにあります。これを1市4町で一般会計が負担するとあります。横瀬町の負担割合は幾つで、負担金額を示してください。

そして、横瀬町では平均7.18%の値上げとなっています。しかし、この水道口径の13ミリ、使用水量40立米で計算すると、ここに資料として算定されていますが、今まで5,400円がいわゆる従量制と基本料金でいくと、40立米使ったときは6,160円という数字になります。これは、1か月に直すと2,700円が3,080円、380円プラス、14%という数字なのです。年間4,560円の値上げとなります。今、経済困窮者に対して定額給付金を払い、何とか生活を維持できるような取組の厳しい状況にあります。こういう中でこういう今の多くの13ミリの40ミリを使って、私のうちが5月、6月の使用料を見ましたら50立米だったのです。夫婦2人でお風呂をやって、特に水をまくとかはしなくてもそのぐらい使っていると。40立米ぐらいだということ、年間このぐらいの値上げになっていくというところであります。それぞれの状況を見ながらということとは思いますが、今水道料金について見ますと、県下の各自治体でも水道料金の減額だとかというのを示されています。深谷市では、水道料金の基本料金を6か月減額するだとか、あるいは所沢、朝霞、白岡、入間、ネットで見るといっぱい、一覧表になっていないので、なかなかこうですというのは言いにくいのですが、調べればいっぱい出てきているところで、いかに住民生活を守っていくかという形で、横瀬町もできるような形でやっています。こういう点では、今横瀬町が独自にできるという形がどうなのか、いわゆる秩父水道広域組合というか、こういうところになっている中でどうかなというふうに思います。横瀬町としてどのように対応するかを伺うものが1点であります。

2番目で、水道料金の見直しについてであります。横瀬町もこの理事として、構成団体としてなっています。水道料金値上げに対して、構成市町村として値上げ時期の再検討を提起すべきと考えますが、いかがでしょうか。見解を伺うものであります。

次に、質問事項2として、予算の裏づけについてであります。3月議会の一般会計等の予算の審議に当たり予算書、それぞれ特別会計も含めて示されています。歳入歳出の内訳があり、担当各課から説明がありました。便宜上歳出からの説明となり、その後歳入説明となっています。当初予算作成は、おおむね8月頃から手をつけ始めていると思います。各課から積み上げ、ヒアリングを行い、最終決裁となり、予算案が確定し、議会の審議を経て承認となって初めて執行となるものであります。予算編成に当たって、根底となるのが収入の裏づけだと考えます。国の財政計画あるいはこれを基とした県の財政、大枠をつかみ関係箇所と打合せ後に町予算が積み上げられるものと考えます。町予算の中でも、こういう国あるいは県の動向の中で、大きな位置を占める地方交付税や臨時財政対策債、それから社会資本整備補助金、どのような根拠で算定されたかを伺うものであります。

また、今回の中で3,000万円の寄附金も計上されていました。裏づけがどのようにになっているかについても説明をしてください。文書回答等でもいただいているのですが、さらにこの中で求めるものであります。

それから、2番目としまして、予算査定時のヒアリング時における、これは金融のプロである町長、副町長というふうな中で、対応がどのように行っていたかについて伺うものであります。財政当局から入りと出についての説明があり、納得して決裁となってきたというふうに思います。精査がどうであるか、やっぱり厳しい監視が必要であるというふうに感じますので、見解を伺うものであります。

最後に、質問事項3、基礎的自治体の在り方について伺うものであります。今回のコロナ禍は、これは生物起源の人や命、健康の大規模な災害の一つとして捉えられると思います。現場での対応や住民のケア、生活営業をどう再建していくかが重要となります。この主体はどこが行うとなれば、主体は地方自治体が行っていく、予算とかは国であるだろうと、でもそれを担うのが公務員部隊であります。今、行き過ぎた民営化、それから経済至上主義がマスクがないとか、PCR検査が進まない、こういう点が来たのではないか、この対応の遅れが混乱を招いてきたと思います。今後予想されている保育所の機能の民営化に絞って、基礎的自治体の在り方について伺うものであります。

令和2年3月の作成された第2期の横瀬町子ども・子育て支援事業計画において、横瀬町は保育所民営化を視野に入れながら、令和4年度を目途に閉所を検討しているとされています。行き過ぎた民営化は、自然災害想定等の対応が厳しくなっています。保育所は、自治体の基本的事業として存続されるような取組をすべきと考えます。セーフティネットとしての保育所、町の方向性を伺うものであります。

以上であります。よりよい住みよいまちを目指して、よりよい回答をよろしくお願いいたします。以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、秩父広域市町村圏組合水道事業水道料金統一案についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは質問事項1、要旨明細(1)の前半の部分について答弁をさせていただきます。

秩父広域市町村圏組合理事会が示しております水道事業水道料金統一改定案では、同じく組合の水道事業経営審議会の答申で示された料金収入との差額といたしますか、不足分でございますが、料金改定が予定されている令和3年4月1日から5年間で、18億1,350万円となっております。1年間では3億6,270万円ということになります。この金額は、構成する1市4町がそれぞれの一般会計から負担することとしております。1市4町のそれぞれの負担割合や負担金額につきましては、令和3年3月31日時点での給水戸数に応じて算出することとなっていることから、現段階では決定をしておりません。

ただ、一つの目安といたしましては、平成31年3月31日時点での給水戸数を基に試算をしてみますと、横瀬町の負担割合は約8.2%で、1年間の負担金額は2,970万円ということになります。先ほども申し上げましたけれども、現段階では負担割合や負担金額は決まっておりませんので、あくまでも一つの目安として捉えていただければと思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから質問1の(1)、(2)まとめて回答申し上げたいというふうに思います。

秩父地域の水道事業に関しましては、2016年に統合がされ、広域事業としてスタートしたわけですが、統合後5年以内に料金統一を図るという当初方針に基づきまして、検討が重ねられてきています。

平成31年1月に水道事業経営審議会が設置され、統合後の水道事業の状況、事業計画、今後の財政見通し等を踏まえて審議が行われました。同審議会の答申では、料金改定については平均17.91%の引上げとすることが必要であると結論づけられています。料金統一に当たっては、この17.91%がまずはめどになるのですけれども、もともと料金体系にかなりの差があるという状況、そして地域によってはあまりに急激な値上げになってしまうということ、秩父地域全体の住民生活や企業活動にも無理のない形で最初に料金統一を図りたい、段階を踏んでいきたい等の考えで、まずは令和3年4月から秩父市の料金体系、これは全体では0.25%の値上げになるのですけれども、秩父市の料金体系。横瀬町では、これでいくと平均7.18%の値上げで統一して、足りない部分は構成市町繰入金、それが先ほどの3億6,000万円、めどということなのですが、補填するという案がつけられています。まずこれがあるのですけれども、ここからが少し今期の難しい状況でして、本来であればまさにこの時期に各構成市町村で住民説明会が予定されていて、この件が周知されるということだったのですけれども、コロナの影響で説明会が延期になって、残念ながら現状、住民の皆さんに詳細説明する機会、広くご意見を伺う機会というのが設定できていない状況であります。コロナを警戒しつつという状況ですので、現状ではまだ未定なのですが、恐らく秋口には機会を設定できるのではなかろうかなというふうに考えています。

そして、そういう状況の中で横瀬町に関しましては、小鹿野町ほどの大きな上げ幅ではないのですけれども、横瀬町の町民の皆さんが負担する負担が平均すると7.18%めどで増えるということに関しては、今回のコロナウイルスにかかる大きな経済ダメージがあった状況を考えますと、当然に配慮が必要だろうというふうに考えています。小鹿野町と同様に料金改定については、次の4月以降、一定期間、一定期間というのは現時点では半年程度をめどとして考えています。一定期間町民負担が増えないようにする形を検討したいというふうに考えています。

以上です。

○内藤純夫議長 どうぞ発言を。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それと、コロナに関する経済支援としてという部分なのですが、今申し上げたのは料金改定するに当たって一定期間猶予したいということなのですけれども、コロナに関して経済支援として、水道料金のところをどうするかというのは、理事会のほうでも議論をさせていただきました。これは、やっぱり地域性がかなりあるかなと思っております。というのは、コロナの支援というのは基本的にはまず国の支援がありき、国の支援があつて、県の支援があつて、それぞれ大きな網、真ん中の網をかけて、こぼれるところを市町村でカバーしていく、国の支援や県の支援で足りないところを市町村が細かくカバーしていくという3枚立てというふうに私は考えています。その中で経済指標にするときに、大事なポイントが私は2つあると思ってしまして、1つはきめ細かな網をかけるということにおいて、本当に困った人に的確に届けられるかどうかというのが一つのポイント、もう一つが公平公正であるかどうかです。広く皆さんに公平公正に届くかどうかというのが2つ目のポイント、これを考えて町の支援策をつくってきています。水道料金に関していうと、やっぱり秩父地域は、これは理事の皆さんとも議論したけれども、なかなか難しいです。というのは、簡易水道を利用している世帯、集落が相応の数あります。これは、1市4

町それぞれあるのですけれども、したがって水道料金の減免等をやっていくという中にあるのは、全員にフェアに届くという支援にはなかなかならないという状況があります。一方で、ピンポイントで困っている人に届く支援にもなかなか得ないということです。当該地域、我々の地域に関しては、水道料金のところで経済援助をするという方法論ではなくて、別の支援を1市4町細かくしたほうがいだろうという話になっています。したがって、今のところ水道料金、期間的な猶与とかというところはあるのですけれども、減免という形、減免というのかな、水道料金の免除という形でコロナ対策の支援としてそれを1市4町一緒にやるということは、今のところは想定しておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 すみませんでした。(2)の答弁が抜けておりました。

再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

水道料金の全体で上げざるを得ないというふうなところで、独立採算制という枠があって、その中で今回値上げしようとしたところに対して、足りない分は各市町村からのお金で持っていくのではないかと、必要な17.91に対して0.25%だから、足りない分は繰入金により補填します。どこから出るか、個人から出るか、集めたお金から出るか、この差があるなというふうに思いますが、2,970万円の年間横瀬町だと、今の現時点における試算するということでもあります。値上げに対して多くは、平均私も今まで7.18、7.18だとばかり思っていたら、一般的に見れば多くの家庭の13ミリの家庭というのが多いなというところ、本当に14%ぐらいになるのではないかとというのが、単純平均だか、あるいは加重平均だか分かりませんが、この数字のところをちょっと見ていなかったもので、こうかと改めて見直してみたら、こういう形だったので、かなりの負担増になるというふうな思いはあるところです。それをどう補給していくかというのは、それぞれの財政的な位置づけ、各家庭の取り方で、水道料金だけがピックアップではないかなというふうに思います。こういう中で今町長のほうから示された、実際に値上げがあったときにどうしていこうかというふうなところでもあります。実際上の令和3年の4月にこれを上げるかどうかというところ、今住民説明会が、当初だったらパブリックコメントの前に住民説明会を始めてということだったのですが、この時期で、パブリックコメントも本当少なく、5件というふうなことがありまして、なかなか一般に周知できていない、どんなことだろう、中身を見ても、これを見てもよく分からないなって、やっていかざるを得ないのかなという感じが強いなというところで、納得と理解というのは非常に難しいところだというふうに思うのですが、そういう中で横瀬町にできること何かというふうな点と、もう一点、先ほど町長が話した理事会で、今の中で工事が本当にこのまま進んでいくのかどうかと、これもまだ発注とかを見なければ分からないというふうな資本整備のほう、施設整備がどう進むかというところもあって、1回どうだろうなというのを状況を見ながら、これはすぐになかなか難しい、今のコロナ禍の状況を見るならば、すぐには進まないというけれども、結論は検討しながらということで、特に理事会等でも先ほど秩父地域の簡易水道がかなりありますというところの中での公平公正よりも、どういうふうなきめ細かにできるか、本当に困った人をどう助けるかという、そういう点をよく見える、横瀬は三千何世帯、よく見えるところだけれども、広くなってしまうとなかなか見えないので、そういうところを踏まえながら各首長さんそれ

ぞれつかみながら、理事会で本当検討していただければというふうに思います。今、このホームページを見ても、困っている人は一応相談してみてくださいよという形が出ているのを私も認識しているところです。具体的に秩父広域に行ってしまうので、行くところが違うのではないかとあって、横瀬町に相談ではないかといったら、今水道事業料金、下水道料金についてはまた横瀬にかかってくる、水道についてもこういう相談がまずあったかどうか、向こうからのフィードバックによって広域水道のほうから、あるいは下水道について、今の支払い等について大変だよという点があったかどうかはまず1点、それから横瀬町としては、このままどういくかはまだ不確定要素だけれども、上がったときにどうするかというのに対しては、今町長の中では半年程度の住民負担の軽減策を考えていくって、ここが示されたというふうに思います。具体的などうのこうのは、またその状況によって違うかなということで、一つのこれと、それからもう一個、3つ目については、今の状況はというふうに対して、この状況が様々変化していくだろうと、これで冬場の第2波、第3波が来たときに大きな経済状況変わるといような点は分からないわけです。そこら辺を踏まえながら、理事会でも十分な検討を進めていただけるかどうかという点、3点についてであります。先ほどの申入れ、相談があったかどうか、向こうからのフィードバックを含めながら。それから、水道料金の点については、もしなった場合についても横瀬町としては、今現在においては半年程度の軽減策をやることの確認、もう一つ、状況等の変化について、今後理事会等での検討ということについての回答をよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、一番初めの質問でございますけれども、値上げに関して、町のほうに相談があったかどうかというご質問でございますけれども、私4月から参りましたけれども、その段階で今までの間では、相談はありませんでした。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから残り2つの質問にお答えします。

まず、半年程度というところなのですが、そこをめぐって、事務負担を半年程度かからないというところをめぐって検討をしていきたいというふうに思っています。これは、やってみて始めてみると、やっぱり1市4町の状況がそれぞれ全く違います。なので、一緒になるということはそれぞれの立場で見ると目先、いい面、悪い面、難しい面っていろいろあるのですが、私はやはり一番大事なのは5年というところでは一緒になることです。まずは統一するところが非常に大事なところというふうに思っています。ということで、今回の水準とタイミングがあるわけですが、という中で横瀬町として今の状況で住民負担とするには難しいという状況があるということで、半年程度ということを考えています。これもできればできるだけ同じ状況にある小鹿野町さんとは、その期間とかやり方はそろえたほうが良いだろうというふうに思っています。普通に考えると、恐らくこれは足らず前の部分を一般会計から負担するというのが一番想定される形かなというふうに今は考えております。この先、やり方を含めてしっかり議論をしていき

たいなというふうに思います。

それと、経済対策についてなのですが、昨日、国の第二次補正予算のほうで衆議院予算委員会を通過しています。今週中にも国会で正式にちゃんと成立する形になると思うのですが、これにもかなりまた大きな金額の支援策が盛り込まれています。その辺の動きも見ながら、第2弾とか第3弾、この先の地域の状況を踏まえて、経済支援策は考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1つ目の横瀬町のホームページであった、先ほど課長答弁があった中で、値上げに対してではなくて現段階における水道料金については広域に行ってしまうので、下水についてがそれも横瀬町でやっているのだけれども、相談はと言ったら、向こうからのフィードバックということだったので、下水についてちょっと直接ここの関連ないのだけれども、ホームページと一緒に載っていた点だったので、その問合せとか相談があったかどうかについてお願いしたいのですが。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁、建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 再々質問に対して答弁いたします。

水道局のほうから下水道エリアの使用料に対しての問合せがあったかということは、現在において1件ありました。場所等は把握はしていませんので、1件ありました。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、予算の裏づけについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 質問事項2、要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

(1)につきましても、歳入予算の地方交付税臨時財政対策債の予算見積りの算出方法について説明をさせていただきます。地方交付税ですが、全国全ての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるようにするため、国の財源により一定の基準によって地方公共団体に交付されるものです。地方交付税には普通交付税と特別交付税がありますが、普通交付税は標準的な行政運営を行うための基準となる基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足額が交付されます。普通交付税を見積もる際には、この基準財政需要額と基準財政収入額を算出する必要があります。算出方法ですが、翌年度の国から地方への財政対策の見込み、埼玉県の前年の見込み、全国都道府県財政課長・市町村課長合同会議で示された増減率や町のこれまでの交付税の増減率などを参考に、基準財政需要額と基準財政収入額の見込額を算出した後、普通交付税を算出しております。

次に、特別交付税につきましても、各自治体の特別の財政需要に対して交付されるものです。主な町の対象事業として、公共交通(コミュニティーバス・地域乗り合いバス)の経費、地域おこし協力隊の経費、地籍調査事業の経費、ちちぶ定住自立圏形成事業に係る負担金等の経費などが特別交付税の措置対象とな

り、これらの事業経費に国の財政対策の伸び率等を見込みながら特別交付税を算出しております。

次に、臨時財政対策債ですが、本来であれば地方交付税として交付されるべき交付税について、国の財源不足から、地方交付税に代わる財源として臨時財政対策債を発行し、地方交付税の不足分を補填するものです。町で起債した後に支払う元利償還金の全額は、基準財政需要額に算入され、普通交付税で措置されることとなります。算出方法として、前年度の発行額に対して、全国都道府県財政課長・市町村課長合同会議で示された臨時財政対策債の増減率を乗じて算出しております。

歳入予算の見積りを適正に行うことは、予算編成上非常に重要なことであると認識しております。国、県の制度改正などの動向を注視するとともに、経済情勢や社会状況の変化など、各方面の情報収集を図りながら、適正な見積りに努めているところであります。

続きまして、(2)の予算査定のヒアリング時の町長、副町長の対応でございますけれども、各課より課長及び担当者から、新年度の新規事業、廃止事業の説明、前年度と比較して予算が増減する事業内容についての説明を聞いた後、事業の必要性や必要経費の内容を確認するなどのヒアリングを行っております。ヒアリング時においては、事業の必要性、妥当性、有効性、効率性などを確認し、中長期的、全庁的な視点から、効率的、効果的に事業展開が図れる予算であるかを観点にヒアリングを行っているところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 私のほうから、要旨明細1の社会資本整備総合交付金及び寄附金について答弁いたします。

まず、社会資本整備総合交付金についてですが、例年埼玉県に対して6月に概算要望の提出、さらに10月に本要望のヒアリングを行われています。その後、県において各市町村から要望額の取りまとめと、また追加再調査等の結果を基に幾つかのパターンの予定配分上限額としては10月、そして最終的に2月に示されます。町の当初予算編成に2月でありますので、当初予算編成に間に合わないことから、予算計上としては本要望額と同額としております。

続いて、寄附金についてでございます。これまでの対象路線の修繕に関して、実績を参考に今回町道3号線改築工事の事業費に対しての寄附金予定額を予算計上してまいりました。本件については、新型コロナウイルスの影響の中、難しい状況ではありましたが、今年度に入り相手方と継続協議してまいりました。その中で修繕とは違う改築工事に対する寄附について、予算計上時において相手方と協議が十分ではなかったと認識いたしました。今後、十分な協議を行った上で予算計上をしてまいりたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

町の予算ということで、執行計画等については先ほど効率的、効果的、有効性、必要性ということを見ながら、それを限られた予算の中でどう配分していくかって、それは入りと出の関係をどうチェックして

いくか、今度は入りの側はどこが行うかというふうな点なのです。総括的に財政担当ということで、まち経営という点での回答だと思います。特に資本が使い道が定められている特例交付金あるいは社会資本整備等については、またそれぞれの担当課によつての説明を聞く中身だというふうに思います。国の財政のポイント等については、12月に国は予算結構早くからで、地方財政対策のポイントということで示されると、今年は令和元年度に比べて令和2年度というのは、国の地方交付税については一応増減額で2.5%の増というふうなのが、これは12月の20日に示されたというふうな中身です。こういう点、それから今年度の財政の見通し、予算編成上の留意事項については、総務省の自治財政局の財政課からは、これは1月の24日ということ、こういう文書で回ってくるので、なかなか先ほどの予算編成をいつ行うか、最終的な決裁はいつかという、その難しさはあって、見極めていかななくてはならない中身だというふうに思います。大きな点で、この間の今予算と決算の関係で、数字上で示されている中身だというと、過去4年間で見たところ、平成29年、2017年度と2018年度、平成30年度までは決算も出ていて、平成31年度はこれからなのですが、地方交付税については、これは平成29年度は地方交付税は予算に対して決算111.8%、それから2018年、平成30年度については110.9%というふうなので、これは一般交付税の割合ですけれども、アップしていると。では、特別交付税についてはどうかといたら、これは1億1,600万円、これが95.2%、96%、4%と、こういうふうな数字で、私が調べたところでは、来ている中身だと思います。裏づけを取って予算を執行していく、それは予算ショートしないようにというのが当たり前のことだと思います。より綿密に進めていって十分な状況を把握しながら、県あるいは国と連携取りながら進めていくことが必要だと思いますので、特にこういう裏づけの基でこういうふうにしていますというのがはっきりしていれば、そこはこれでいいのではないかと思いますので、そこら辺についても情報をいろいろ張り巡らせながらつかむということが必要だと思うので、予算査定時と同じことが言えるのではないかなというふうに思います。そこら辺での見方というのですか、それは査定時どうかということにもつながりますので、今課長のほうから説明ありました。町長あるいは副町長のほうで、この地方交付税だとか、あるいは特例交付税のチェックの仕方とか、そこら辺についての基本的な捉え方についての説明をよろしくお願いします。

それから、2番目というか、社会資本整備費についてであります。6月に要望を出して10月に本要望、国の予算等が示されてきたところの中での本要望を中心に進めていくことで、実際の社会資本整備費については、非常に厳しくなってきたというか、平成29年度は要望に対して1億3,300万円に対して6,700万円、50.5%、平成30年度は6,900万円に対して2,700万円ということで31.9%ということで、大分配分が来っていないような状況があるというふうに思います。町ではやりたい工事当然進めていきたい、でも裏づけどうかって、本要望をしてきましたということで、県とのヒアリングとか、そういうところの詰めというのがどうか、それぞれの中身にあると思いますので、そこら辺のヒアリング状況等について再度説明をしていただければと思います。

寄附金についてであります。実績としてということもありました。今年度、町道3号線の改良工事ということで、協議が十分でなかったって、3月のときに説明を聞いて文書で回答をもらったところでありましたが、4者で協議していただき決定していますというので、寄附については従来からの申合せで、経費の2分の1以内を4者と協議した上でいただいているものだというふうに協定は交わしているものではありません。計上した寄附金は町道3号線改築工事に該当する予定のということで、これは文書回答でい

ただいた中身であります。武甲山関連業者から、こういう形で来ているところではありますが、非常にこういう状況の中で会社を出せる、出せないという状況があるというふうに思います。お互いに寄附というのは納得した形で進めて、うちはもう今までもらっているから、これは当然だろうというのではなくて、やっぱりお願いしに行き、それで初めて成り立つものであって、協議ということで、これについてもうちょっと詳しく説明していただいて、今年度は協議が整わなかったということなので、もう少し詳しく経緯について説明していただければと思います。

3点になりますが、よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 再質問に対して答弁いたします。

県とのヒアリングの関係ですが、実際発注予定、町が来年度以降行いたい事業の図面等を基に事業の必要性等を事細かく説明して、ヒアリングを行っております。ただ、最近の事例だと、各県内市町村かなり要望額が増えているのが実情です。その後、また実施年度に入って、さらに過不足調査というのがあります。その交付金の過不足調査に向けて、常に手を上げていこうというつもりで事業を進めたいと考えております。

答弁は以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからは、予算のヒアリング時の特に入りのところの考え方ということで少しお答えをしたいと思います。

今議員のほうからおっしゃっていただいたこと、それはもうまさにそのとおりだと思います。情報をよくつかみ、それを分析する、それからあとやっぱり過去の予実というのですか、予算と実績の動きを振り返って、今年度どうなのかももう一度考えてみる等々、これは必ずやっていくべきだと思いますし、それはもちろん担当のほうではきちっとやっておりますので、ヒアリングのときには重複することであっても、私のほうから同じような質問、あるいは自分のほうで持っている情報を加えて指摘をしてみて、その反応を見ながら決めていくと、そういう検証の過程、プロセスが必要かなというふうに思っております。また、特に大きな項目がありそうだなという場合は、その項目がどういうふうに触れると、変動すると、どんなことになってしまうのかといった、そういった分析というのもしながらというのが必要かなと思いますので、その対象となる事業、それからその大きさ等々を踏まえながら、そういった各方面からのチェックを加える、その役割を私としてはヒアリング時に果たしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足を、2番、3番、させていただきたいというふうに思います。

社会資本整備に関しましては、年々なかなか状況が厳しくなっています。今、議員のほうから数字で示

していただきましたが、1億3,300万円に対して6,700万円、次年度6,900万円に対して2,700万円ということで、全体としての枠が厳しいということに関しまして、あと最近ですとどうしても災害復旧等に係るところが全国的には優先されるという状況もあろうかというふうに思います。したがって、これはうちだけではないのですけれども、市町村一般の動き方としては、そもそも前広に出すというのが割と一般的になっています。そういう中で、出したところでタイミング的には予算として出していくということなので、少し精度は実績的には精度が低いといえますか、そういう状況には最近なってきたというふうに認識しています。そういう中で、今回の寄附金のところに関しましては、これは今年度に入りましてから、企業さんといろいろ話をしてきたわけなのですけれども、やはり昨年段階におきまして、意思疎通が十分でなかったというふうに反省しております。今期どうするかという話なので、話し合いをしていけばということではあったのですが、この状況で企業さんの今後の先行き不透明感等もありまして、当方のほうで、それはなかなか無理を申し上げられないなということも考えております。したがって、この後状況を見ながらなのですが、町道3号線周りに関しましては、社会資本整備の当初想定よりも相当程度縮小した形で考えざるを得ないというような状況になってきています。なかなか時限性の中で精度を上げていくというところは難しいところではあるのですけれども、できるだけ精度を上げていきたいと思ひますし、それから、とりわけ相手がある話に関しましては、しっかり情報共有を図るということをやっていきなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 副町長のほうからの答弁があった、この情報をつかみ、それから検証、分析、変動ということで、各課で担当でやっているということで、上がってくるものについて見ながら、それから入りのほうについては、特に中央省庁との関係を含めていろいろな人脈あるいは人手があると思ひますので、特にそういう点での町長を含めながらの精査というか、今後も厳しく、大丈夫なのかというのを踏まえながら、ただ上げるのではなくて、なかなか社会資本整備も先ほど言ったように厳しい状況というのあるところだと思ひます。社会資本整備については、本当に途中まで進んでしまっ、何でここでできないのかという、そこのところ、せめてここまではやっしまおうではないかという、そういうめり張りをつけた進め方が必要だと思ひるので、ぜひ続けてしまっ国庫補助について、町単独でというのはなかなか難しいという話もありましたので、もうちょっとそこのところ、出るところは出て、要望しながら進めていくという、担当者任せにしないで、首長を含めながらということが必要だということをお思ひます。これの意気込みについてが1点と、もう一つの寄附金については、相手もあることで、情報共有ということで、しかるべきやっぱりトップが行っお願いしてということで進めていって、うまく企業等もいろいろ町の中にも貢献していただいているし、固定資産の多くも企業等もやっいただいている、なかなか去年の災害で厳しい状況もあるということで、予算取りの関係もあると思ひのです。前もって簡単に3,000万円と言ったらどうかという、町だっ3,000万円の予算取るのなかなか大変だということもあるので、より綿密に打合せを行っながら進めていっいただきたいということで、どうですかというの2点についてよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからお答えします。

社会資本整備に関しましては、おっしゃるとおりで長期にわたるものが非常に多いです。やっぱり節目節目は大事ななと思ひまして、100点ではなくても少なくとも町民の皆さんに使っていただける形にするという、例えばそれは節目だと思ひますので、そういうところは意識しながら、ここまでは仕上げるという意気込みを持ってやっていきたいなというふうに思ひます。

それから、2つ目のところは、おっしゃるとおりでして、願ひするところはしっかり自分から願ひする、そこはやっていきたいなというふうに思ひています。今回のところは、やっぱりべき論で言うと、昨年の段階で私が行って願ひすべきものだったというふうに思ひています。そこは、トップとして反省をしています。これからは、しっかりコミュニケーションを取っていきたいというふうに思ひます。

○内藤純夫議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、基礎的自治体の在り方についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細1について答弁させていただきます。

保育所機能の民営化につきましては、子ども・子育て支援会議や議会全員協議会でいただいた貴重な意見等を踏まえ、町としては平成31年3月に保育所機能を令和5年3月をめどに民営化する方向で進めていくこととし、その後、情勢を見ながら具体的な進め方を検討している段階にあります。この間、保育環境にも大きな変化がありました。令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まり、1号認定、教育認定から2号認定、3歳以上保育認定の希望者が多くなりました。未就学、ゼロ歳から5歳の子供の数は、ほぼ戦略人口の水準となっております。町内唯一の認定こども園であるほうしょう幼稚園においては、毎年多くの園児を受け入れ、ほぼ定員に達している状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応では、国の緊急事態宣言を受け、4月7日から5月末までの間、家での保育が可能な家庭にあっては、家で保育していただくよう協力保育の要請を保護者の皆様にお願ひしました。協力保育の割合は、保育所では30%から60%、ほうしょう幼稚園の1号認定、教育認定の子供については90%以上、2号、3号認定、保育認定の子供については40%から60%と、毎日多くのご家庭でご協力をいただきました。このような想定外の対応が必要な場面が今後も発生すると思ひますが、保育施設等と連携し、保育サービスの提供、保育環境の充実に努めてまいります。保育所機能の民営化につきましては、出生数の推移をはじめ保育を必要とする子供の数、認定こども園の園児の受入れ状況等を確認しながら、保育を必要とする子供に確実に保育サービスを提供することを第一に考え、取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この間、子ども・子育て支援会議、それから議会の全員協議会においても、横瀬町

の保育所機能の民営化ということの協議というか、説明等をされてきたところであります。私は、ずっとこの間、保育所はぜひ残すべきだというふうなことをきたところで、なかなか大義になっていないところですが、ここに来て新型コロナウイルス等の発生によってどうか、先ほど課長のほうから説明あった中では、いわゆる保育所の協力保育等では、皆さん保育所では30から60、これは含めて、それからほうしょうの1号教育は90%ということだけれども、3号で40から60%ということで、いろいろ見ながら家庭保育等を含めながらきたところだというふうに思います。必要なところ、病院関係者だと、福祉関係者、こういうところは保育は欠かせないところで、周りから医療労働者なんか本当にかわいそうというか、責められながらも行かざるを得ない、自分の命をかけながらというところ、そういうところで働いている人たちをどう支援していくかというのも、これは大事なことだなというふうに思います。そういう中で、この保育所機能をどうかって、様々な一番最初に話したような、いわゆる民営化だとか、あるいは民でできるものは民でというふうにしたとき、コア部分だけが官であればという、實際上今回の対応等を見ても、やっぱり町が中心となって進めてきているので、それぞれ協力をお願いしていく、そこが肝心な基礎的な自治体の在り方であるというふうに思います。今のこの横瀬町戦略等によってでも、子供の出生人数も減っている、あるいは保育の必要性、あるいは保育所の連携という形で、任せたらいいかって、やっぱり自分たちで守っていますよって、セーフティーネットとしての保育所、全てをではなくて、町としても持つことが必要なのではないかということを提起するものであります。今の状況を見ながら、このままで今町は令和4年度を目途に閉所することを検討している状況であるということは、必要に応じて計画の見直しを行うこととしますというふうに言っているのです、そこら辺の首長としての見解を伺うものであります。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

保育所機能の民営化ということに関しましては、縮小が続く横瀬町の将来を考えますと、小さい町ですので、資源が限られているという中を前提に考えますと、その中で一番いい保育環境をつくるにはどうしたらいいのだということになって、すると将来的にはいずれ民営化する方向にならざるを得ないだろうなというふうには考えています。

一方、これはとても時間がかかることですので、早めにアナウンスをして、計画的に進めるという方針でここまでやってきています。その中で1年前ですけれども、4年後をめどとして段階を踏んできたのですけれども、計画時からすると、幾つか当初想定していなかった環境変化、後発事象が出ています。今課長のほうからも説明させていただきましたが、一つは幼児教育の無償化の流れです。これによって保育ニーズが高まってきています。そしてもう一つは、これはうれしい誤算ではあるのですけれども、子供の数の抑制が、減少の抑制ができてきているということです。趨勢人口ベースで想定した数よりもかなり上のほうに来ていて、戦略人口と言っている、このくらいでありたいという水準に子供の数の減少が抑えられてきているというのが大きな要因、それともう一つは、主な受皿となりますほうしょう幼稚園の園児数が高い水準で維持をされているという状況が出てきています。そもそも論でいきますと、保育所機能民営化

を進める目的というのは、小さな町の限られた資源を前提に一番よい保育環境をつくること、保育サービスを提供するというににあります。民営化は、そのための手段であります。したがって、昨今の保育サービスに係る需要面で大きな変化があった状況ということがあるのだとすると、サービスを提供する側も、そこは踏まえて段階は踏んでいかなければいけないというふうに、現在は考えています。ですので、ご質問の趣旨に合わせますと、この辺を勘案して、決して決め打ちをするということではなくて、さらに踏み込んだ分析や調査を進めて、そのスピード感をどう調整するのか、それからやり方をどうするのか、これから先掘り下げて考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 時間がないので、要望を述べておしまいにします。

今、このいき過ぎた民営、保健所にしただけ従来のを大分減らしてきてしまった、こういうPCR検査の対応とか目いっぱい、本当に町の役場の職員についても、この間休ませる、こう言われたけれども、でも時間外もやらなくてはならないというような状況で、公務員というのは頑張るところだということで、これは民間もそうだ、民間だってやっているというけれども、やっぱりそこは責任感を持った公務員部隊が必要であるだろうということでもあります。保育所機能の民営化、いずれというのではなくて、やっぱり横瀬町は本当に住んでいてよかったというふうに言えるところ、あるいは新しい保育園とか、そんなのも独自性を持ったのができてきています。多様性ができる中で、いろいろな保育ということで、ぜひ町として保育所、セーフティーネットとしての保育所を残す形で進めていっていただくことを要望して、要望になってしまいますが、質問を終わります。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

○内藤純夫議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行わせていただきます。

1、感染症対策、政府から新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針が示されております。

1、緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着等を前提とし、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況を踏まえながら、一定の期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。

2、感染拡大を予防する新しい生活様式を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業

種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。

3、新型コロナウイルス感染症は、今後も感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供、共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。

4、的確な感染拡大防止策及び経済雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

5、再度感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止をする。

以上のことを簡単に言えば、しばらくは共存しながら生活しなければならないということですが、このことを踏まえて、質問（1）、庁舎内の感染対策をお伺いいたします。

次に、職場への出勤等として示されている内容で、①、特定警戒都道府県は、事業者に対して以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務、テレワークや出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。職場に出勤する場合でも、時差通勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。職場においては、感染防止のための取組、手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業所の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる者の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等を促すとともに、3つの密を避ける行動を徹底するよう促すこと。国民生活、国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、3つの密を避けるために必要な対策を含め十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することとされています。

このことから、質問2のテレワークについてお伺いいたします。

大きい項目2、災害対策です。昨年台風19号では、多くの災害が発生し、避難所利用者も179世帯、373名の方が避難されました。台風の強さ、大きさ、進路も、過去の統計では計り知れないものが多くなっています。6月以降は、大雨、台風が起こり得る時期になります。今は、新型コロナウイルスの対応も考えなければいけません。

以上のことを踏まえまして、（1）避難所について、（2）、課題の認識についてをお伺いいたします。

以上で壇上での質問とさせていただきます。

○内藤純夫議長 ただいま2番、黒澤克久議員の一般質問中ですが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

5番、浅見裕彦議員より、先ほど早退の届けが出ましたので、皆様にご報告いたします。



◎発言の訂正

○阿左美健司副議長　ここで先ほどの子育て支援課長の答弁に訂正がございます。訂正を許可いたします。
子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長　先ほどの私の答弁の中で、協力保育の要請期間について、4月7日から5月末までの間と答弁させていただきましたが、4月13日から5月末までの間の誤りでございました。おわびし、訂正をさせていただきます。

○阿左美健司副議長　それでは、ただいま町政に対する一般質問中でございます。

2番、黒澤克久議員の質問1、感染症対策に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　質問事項1、要旨明細（1）について答弁をさせていただきます。

庁舎内の感染症対策のうち、職員対応についてでございますが、2月上旬、せきエチケット、小まめな手洗い、手指の消毒及びマスクの着用等を、2月中旬には庁舎内におけるアルコール消毒液の設置、体調不良者への休暇取得等グループウェアで周知をいたしました。

次に、3月6日、新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等の取扱いを作成をいたしました。取扱い内容は、職員自身が風邪症状がある場合、親族等に症状がある場合、職員の感染が疑われる場合、小中学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行う場合等の対応について定め、職員の方に周知をいたしました。

3月12日には、6日に作成した勤務等の取扱いの詳細な取決め事項等や体調不良時の健康把握票を示すとともに、室内の換気の実施についても周知いたしました。

次に、4月7日、国の緊急事態宣言を受け、密閉、密集、密接の3つの密を避けるため、4月13日から役場本庁舎の会議室等を各課の執務室として分散させるとともに、休暇の取得についても要請いたしました。

5月21日には、飛散防止対策としてアクリル版を使用したパーティションを窓口や職員の机に設置をいたしました。

次に、来訪者対策ですが、先ほども述べましたが、出入口へのアルコール消毒液の設置のほか、フロアへのソーシャルディスタンス確保のための表示及び窓口への飛散防止パーティションの設置など、3つの密を避けるための対応を行っております。また、会議は最小必要限度の開催とすることや延期、中止及び

書面議決等で対応しております。

5月25日、緊急事態宣言が解除されましたが、感染症の終息ではありません。引き続き、せきエチケット、小まめな手洗い、アルコール消毒液の活用、マスク着用や執務室の分散等は、当分の間実施してまいりたいと考えております。と同時に、会議場所の確保、今後のさらなる感染症対策の一環として、町民会館、活性化センターへの庁舎分散並びにバックアップオフィスとしての活用やテレワークについても現在検討を進めているところでございます。3階会議室を執務室として使用していることなど、議員の皆様方には引き続きご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。テレワークについては、この機会に主として、今回の緊急事態宣言のような事態での業務継続計画、役場業務の効率化の2つの観点から、今年度役場体制を整備したいと考えております。現在、勉強から始め、職員への意識づけ、課題の抽出を行っている段階ではありますが、まず緊急時に役場の席にいたなくても一定程度業務が継続できる最低限のシステムづくりを優先に進めつつ、あわせてテレワークやミーティングができるようになるなどの役場業務の効率化、中期的に見た職員の負担軽減と住民サービスの向上のための体制づくりも進めたいと考えております。

導入に当たり大きな柱として、電子ファイリングの徹底と電子決裁の検討があります。電子ファイリングは、令和元年度から取組を始めたところであり、今後各課においてさらなる徹底を図る必要がございます。また、電子決裁については、まさに一からのスタートとなります。一部の電算会社に確認した情報では、定期的なフォーマット、いわゆる時間外勤務命令簿、出張命令簿、休暇簿及び公用車管理などの整備にとどまり、現時点町が望んでいる電子決裁のイメージとは若干かけ離れており、どのような形で電子決裁を取り入れていけばよいのかから勉強を始める必要がございます。

これらは、全国市町村の課題でもあることから、国、県の動向及び他市町村との情報共有も図りながら進めてまいりたいと考えております。また、課題解決の一つである費用面については、国の一次補正や二次補正における地方創生臨時交付金の活用可能と思われますので、できる限り有効活用してまいりたいと考えております。そのほか、例規整備、端末の整備、セキュリティ対策及びWi-Fiの整備などの問題も解決しなければなりません。

一方、職員には感染症対策による想定外の仕事も発生しており、相当の負荷がかかっております。そのことにも配慮しながらバランスを取り対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございました。

感染症の対策については、今の説明で、実際にこの役場庁舎内を見ても、非常にしっかりと行われているのではないかなと思っております。この1と2、テレワークと感染症なのですが、ほぼほぼリンクする内容なので、ちょっとまとめて再質問をさせていただきます。3点になります。

1点目が、今回のコロナウイルスによって3密、ソーシャルディスタンス、そして新しい生活様式に対応が求められることとなります。役場においてもテレワークの導入は、よりスピード感を持って取り組む

べきと考えますが、その辺に対してどういうお考えなのかが1点。

2点目が、コロナによって企業のテレワークの推進、またIターン、Uターンなど考える人の増加などが今後見込まれると思いますが、そのことを踏まえまして、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどの整備というのが今後のコロナが終わった後の次のステージで、各市町村、東京一極集中が解除されるのではないかなという、そういう淡い希望も持っているのですが、そのことを踏まえて移住者をどういうふうに呼び込むかという次のステップを考えているかどうかということが2点目。

3点目が、当町においても、町長の朝のごあいさつの中で、Zoomを用いたということで小中学生がZoomに参加して、会議など、勉強会などに参加するということがありました。今後この感染症の特効薬というか、ワクチンができるまでは、やっぱり共存しながらやっていかななくてはならないので、ZoomとかICTを駆使したもので地域の会議などもできるように考えたいかがかというところがあります。そして、これは県内のよその議会なのですが、議会の委員会自体をもうZoomで行うということを経済省に確認して、委員会まではOKだというふうに取り計らいができたということで、ソーシャルディスタンスを保ちながら、3密を避けて委員会を行っているという事例が今回あります。そういうことも踏まえながら、Zoomを用いて行うものであれば、費用対効果というかはかなりいいものができると思いますので、その辺についてどういふふうにお考えなのかの以上3点を再質問させていただきます。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 再質問につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

まず、最初のテレワークについてスピード感を持ってということをございますけれども、それはそのとおりかなというふうに思っております。ただ、テレワークと一言で申しましても、いろんな対応あるわけなのですが、そのベースにはやはりどのようなものをどのようにやり得るのか、役場の仕事として。情報の共有であったり、それから役場の仕事の体制であったり、そういったところを整備しながら、機器、設備も整えていくと、この2本立てになるかと思っております。その前者のほうについては、大変職員が今忙しくしている中、いろんな調査をしながら準備をしているということをございますので、最速でやりたいと思いますが、どの程度でできるかというのはまだちょっと見えてはおりません。ただ、そのシステム面の検討につきましては、国の助成等もある今年度でできるだけ前倒しでやっていきたいなというふうには思っております。

そして、もう一つの観点でいきますと、テレワークも2つの場面があるかというふうにございます。先ほど課長の答弁でありましたように、いわゆる緊急時の事業継続、BCPの観点、この点から、最低限どこまでやっておかないといけないのかというところ、それから、より広範にテレワークを活用していくという点、この2つの段階かなというふうに思っております。前者のほうにつきましては、できるだけ今年度に必要最低限のシステムが構築できるように、最大限努力をしまいたいというふうにございます。

2つ目の企業等のテレワークの動きを見ながら、町でサテライトオフィス、コワーキングスペース等の整備、移住者の呼び込みということをございますけれども、この件につきましては、世の中の動きとどう

いうふうに対応していくかというところがまずあるかと思えます。まず、その移住に向けた動きということとていきますと、これもテレワークとかということ以前の問題として、この町がいかにか魅力的で、みんなから来てみたいと思っただけか、これがまず先行するというふうを考えております。その上で、1つでも2つでも望まれるような、そういう場づくりができるのであれば、合わせて進めていきたいということとてございまして、そういう順番で考えていきたいかなというふうと考えております。

3つ目のZoom、これは必ずしもオンラインのシステムはZoomだけではありませんので、Zoomということとてしまうと、ちょっともしかしたら問題あるかもしれませんが、動画のシステムを使った町での会議であったり、その他の活用、これは可能なものから進めていくべきだろうというふうに思っておりますが、これもいろいろなそれぞれの体制で、役場の中であれば、役場の仕事の進め方の中で、設備等々を進めることもできますけれども、皆さんと一緒にやっていくという場合は、どういった方がどのように参加しうるのか、それはその会議やイベントにおいて適切なのかどうか、そういったことも考えながらやっていかないといけないのかなというふうに考えておりますので、総合的に判断ということになるかと思えますけれども、やれるところはどんどんやっていながら、勉強、経験を積み重ねていって、将来的にそういった世界観ができればいいかなというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 おっしゃるとおり理解もできるのですが、それにおいてもやっぱり最善を尽くして、いかに町が安心安全を担保しながら進められることができるかというのが必要なかなと思っておりますので、もうこれは再質問というよりも要望です。とにかく職員の負担もありますが、職員の体調管理なども必要になりますので、こういう新しいものを取り入れて負担が逆に少なくなるように、そういうふうな取組を町長からちゃんと理解をしていただけるように、しっかりとした説明を果たしながら、なぜこれが必要なのかというのをちゃんと周知していただきたいと、そういうふうに思っておりますので、そんなところとて。

以上とて。

○阿左美健司副議長 よろしいとてか。

では、以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、災害対策に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項2、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

避難所運営についてでございますが、災害時初動マニュアルに基づき対応することとなります。一方、昨年の台風19号では、合計179世帯、373名の方が避難されたことから、この経験を踏まえ、新たな取組が必要なことも認識をしております。昨年の12月議会定例会で2名の方から一般質問を受けました。その中で、今後の避難所の運営に係る課題として、開設場所の検討、1人当たりの面積、備蓄品の整備、ペット問題、ホテル等との連携、情報収集手段及び職員の対応体制等について検討をする旨の答弁をいたしました。

た。今年度予算でダンボール間仕切り、床に敷くアルミマット及び小中学校用としてテレビの購入も予算化しております。また、今現在検討中ではありますが、職員の対応体制についても見直しをしたいと考えております。あわせて新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた避難所運営の必要性も認識しております。議員各位のご理解の下、4月30日に令和2年度一般会計補正予算を専決処分させていただきました。その中でテント型間仕切り、簡易マスク、簡易ガウン、非接触型体温計及びアルコール消毒液について予算化をさせていただきました。事務を速やかに行い、備蓄品を整備したいと考えております。

また、国から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてが発出をされておまして、その中で避難所レイアウトの参考例等が示されております。それらを参考にして災害に備えてまいりたいと考えております。

続きまして、要旨明細(2)について答弁させていただきます。災害対策に関する課題の認識についてでございますが、先ほど答弁させていただいた開設場所の検討、1人当たりの面積、備蓄品の整備、ペット問題、ホテル等との連携、情報収集手段及び職員の対応体制のほか、避難行動要支援者対策、安全安心メール加入率向上対策及び各課からの課題等についても検討を始め、または今後検討したいと考えております。引き続き町民の皆様の安全安心を守るための施策を展開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

この避難所なのですけれども、これがやっぱり時期によって大幅に、コロナというのは今後しばらくは、半年とか長いスパンを見て考えなければならない問題であって、一方でマスクをしながらこれから夏を迎えるに当たって熱中症の対策等、その熱中症の対策で例えばエアコンを使うのがコロナ対策では果たしてどうなのかとか、扇風機で空気を流すほうがいいのかとか、いろんな課題が多分出てくると思うのですが、正直今私自身がマスクをしながら話をしているだけでも、非常に体温が上がっていくのが分かるので、その辺について明確なルールがまだ国からは出ていないのだと思うのですが、町としては時期によって、例えばエアコンが全ての避難所、あるいは今後避難所に拡大するであろう場所にあるのかどうかというのは把握ができていくかどうかというのと、小学校の体育館には一応エアコンがあるという認識なのですが、例えば中学校とかを避難所にした場合、夏場はどういうふうに対策をするのか、例えば窓を開けてというのは、台風のときに窓を開けるといのはなかなかしんどい話だと思うのですが、その観点についてどういうふうな認識でいるのかを再質問させていただきます。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 再質問について答弁をさせていただきます。

まず、熱中症対策も含めたエアコンとかの関係の整備についてですけれども、全部今ちょっと頭に入っているわけではないので、もし若干違うかもしれませんが、ある一定程度はエアコンのほうは整備はできているというふうな認識でおります。

それから、先ほどあと窓を開けてというお話がありました。確かに国から来ている冊子というか、そういう通知とかを見ても、災害時には当然開けられないということで、その辺についてはやはりエアコンとか扇風機とかを使わざるを得ないのかなという認識でおります。

あとは、先ほども言ったテント型の間仕切りとかも購入しますので、その辺で空気の流れとかというのもちょっとあろうかなと思うのですが、なかなか国から示された避難所のレイアウトといっても、一つの例ということで、ある程度大きいところで、こんな形というような想定があると思います。ただ、横瀬町の場合は体育館等は大きいですが、それ以外のところはそういう大きいところではないので、なかなかそのレイアウトがそのまま使えるというようなものではないと思いますので、その辺についても、今後災害時の対応を考えていかなければならない時期にきておりますので、各課のほうとも調整をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 もう実際ここまでくると、これってその場での対応が一番重要なことになるのだろうなと思ってはいるのですが、とにかく見えぬ敵との戦いというのは本当にしんどくて、こうすれば安全だということが言い切れない部分がやっぱりあると思いますが、とにかく今メディアを中心に避難所の在り方だとかというのが特集を非常に組まれて、住民の皆さんも知識レベルがどんどん上がっていくのだと思うのです。そういうことを踏まえたときに決して行政がその知識に対して遅れを取らないように、日々情報収集していただいて、万が一のときの避難所の運営には最善が尽くせるようにしていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、その点について最後町長から一言何かもらえれば、よろしく願います。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今まで経験したことがない状況が今年はある、そういう中で限られた時間の中でいろんな整備などをしてきたわけですが、まだまだ十分とも思っていません。これからも情報収集に努めて、町民の安全と安心を守るために最善を尽くしてまいりたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、終活支援について町の取組を伺います。終活とは、残りの人生をどのように生きたいかという望みを形にし、人生の終わりに向けて前向きに準備することで、今をよりよく生き抜くための活動です。世界の長寿国である日本において、核家族が進み、また経済的にも年金生活では厳しい時代を迎え、自分の終えんに不安を感じる人が多くなったことは事実です。子供や孫に迷惑はかけたくないと思われる方も多くいらっしゃいます。そんな不安を解消するために生まれたのが、最近では多くの自治体でも取り入れ、配付を始めたエンディングノートになります。相続の問題、葬式はどうするのか、残されたペットの問題等、不安を抱えている方が増えてきていると思われます。自分らしい最高のエンディングを迎えるために、まずは自分のこれまでの人生を見詰め、これからの人生をどのように生きたいかを思い、書き入れ、身近な人へ残していく、終活という言葉は残された家族への思いやりの一つかもしれません。エンディングノート自体には法的拘束力はありませんが、自分の思いを伝える一つのツールとしてはいいと思います。自治体がエンディングノートを配付している背景には、高齢化、核家族化が進んでいることがあります。高齢者夫婦のみの世帯や単身高齢者世帯が増えてきているため、家族と将来について話し合う時間が持てず、自分の意思を家族に伝えられないというケースが増えていています。今回のようなコロナウイルス感染で家にいることが多くなると、何かあったときにサポートしてくれる人がいないなど、各自治体では万が一のときに残された家族が困らないようエンディングノートを配付することで、いざというときのための準備を促進できるのではないのでしょうか。エンディングノートの作成をきっかけに家族と話し合ったり、連絡先などを整理したりしてもらうことで、自治体の負担軽減も図っていくことができるのではないかと思います。

平成30年6月議会において浅見議員さんが一般質問をされていました。エンディングノートについては、当町の地域事情に合った形を検討していきたいとの答弁でした。今回のコロナウイルス感染の影響は、様々な形で人生を考える人が増えたのではないのでしょうか。

そこで、終活について町の取組を伺います。1、町の地域包括支援センターでは、介護に関する様々な相談に対応していますが、今後増加が予想される終活問題にどのように対応していくのか。

2、もしものときに備え、延命治療の医師や葬儀、お墓、家族へのメッセージなど、必要な情報を書き、生前の意思が分かるエンディングノートを町でも取り入れる考えはあるか。

3、終活の様々な制度や方法を町民への周知はどのようにしていくのか。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○阿左美健司副議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、終活支援への取組についてに対する答弁を求めます。健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 質問事項1について答弁をさせていただきます。

要旨明細1についてでございますが、地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える総合的な窓口として、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、高齢者世帯への訪問や介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業等を行っております。最近、マスコミでも終活問題について取り上げられる機会も多くなっております。地域包括支援センターでは、高齢者の把握を目的に毎年介護認定を受けていない75歳になる方全員に調査を実施し、閉じこもり傾向にある高齢者や介護状態にな

るおそれのあるリスクの高い高齢者を適切な支援につなげられるよう各家庭を訪問し、支援をしています。直接お会いし話を聞くことで、地域の皆様に寄り添った対応をしています。終活はデリケートな問題で、葬儀やお墓のことなど、まだまだ元気だから、そんな死ぬときのことは考えたくないと考えている高齢者も多いと思われます。高齢者が人生の最後に向けて自分らしく生きたいと願う気持ちに耳を傾け、個々の状況に合わせ適切な支援につなげていきたいと思っております。高齢者訪問をする中では、終活に関する相談はなかったと聞いております。

また、今後の取組として、元気な高齢者を対象に終活セミナー等の事業の実施など、社会福祉協議会や関係機関と連携して協議していきたいと思っております。

要旨明細2についてでございます。現在、健康づくり課ではエンディングノートの取扱いはしていませんが、秩父圏域1市4町共通で作成した「私の療養手帳」を希望者に配付しております。在宅医療・介護連携事業の一つとして、秩父郡市医師会や秩父医療協議会を中心として作成したものでございます。この手帳には、葬儀や埋葬についての情報は含まれておりませんが、自分が歩んできた人生について、家族、病歴、かかりつけ医療機関、介護サービス関係者等を記載するとともに、延命治療の希望について記載することができるようになっているため、自分の意思が反映できるものとなっております。地域包括支援センターの窓口で配付しており、記入に当たっての相談にも応じております。

エンディングノートの今後の利用につきましては、現在利用促進している「私の療養手帳」が在宅医療・介護連携事業の一つとして作成されたこともあり、近隣市町や関係機関と協議していきたいと思っております。

要旨明細3についてでございます。高齢者から終活に関する相談があった際には、適切な支援に結びつけるとともに、「私の療養手帳」を広報や介護予防事業等で周知、普及を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいのですが、今回この地域包括支援センターでは、このコロナ感染に関して、なかなか訪問できないところをどのような形で個々に連絡を取ったのか教えていただければと思います。

このエンディングノート自体がここ一、二年で各自治体が様々多く取り上げるようになりました。まして横瀬町は、人口も少ないということで本当に顔の見える町なので、このエンディングノートをつくらなくても大丈夫なのかなという、そのようなことを言う方もいますし、うちの母も高齢ですが、そんなものは必要ないという、私は大丈夫という、そのようなやっぱり高齢者は多くおります。でも、ただただ亡くなって初めて何をしたらいいのか分からないという、親族のそういう声も聞いておりますので、やっぱり今ある療養手帳プラス本当に今後どういうふうにしたいのかという、その意思を、今救急で高齢者等が冷蔵庫の中に入れる安全カードみたいなところにも入れておくような形でもいいので、仰仰しい、本当にちゃんと立派なものは幾らでもありますけれども、できればこういうものをこの時期につくって皆様に、このコロナウイルスの影響でやっぱり先がどのようになるか分からないという不安を持っている方に推進していただければなと思います。先ほど課長もセミナー等っておっしゃっていましたが、今現

在はそういうセミナー等は開けてはいけないと思いますけれども、いろんな紙面上、ホームページ等で行政がそういうふうなものを進めていただければ、やっぱりそうかなって思っていただけの人が増えてくると思いますので、本当に推進していただければと思います。

こういうことをどのように今後考えていくのか、町長のご見解を伺えればと思いますので、よろしくお願ひします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 先ほどご質問のありましたコロナウイルス対策の関係で訪問ができない中、どのような対応を取っているかということでございますが、今までこの平成30年度から75歳以上の方全員に訪問をしているところなのですが、今までの訪問者数は428名という、多くの方のところを直接回ってお話を聞いたりしております。その中で、包括支援センターのほうでケアマネジメントをしている方等につきましては、電話をしたり自宅に訪問したりということで対応はさせていただきました。国のほうからマスクが届きましたので、そのときにも訪問してお渡しをしております。

あと、それから研修会、セミナーの関係なのですが、近隣の市町村とかではセミナー等はやっていないという状況と、あとエンディングノートにつきましても、今のところは1市、秩父市はつくっておりますが、ほかの皆野町、長瀬、小鹿野ともに配付していないという状況もありますので、その辺はほかの町の動向を確認しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今、秩父郡市の現状でいきますと、先ほど説明させていただいたとおり「私の療養手帳」というのがありまして、これはこれで機能はしっかりしているかな、馴染んできたかなというふうには思います。一方で、議員ご指摘のとおりで、終活のエンディングノートという観点で見ると、それではカバーできていない部分があります。そして、昨今の状況、高齢化の進行もそうですし、このコロナ禍での家族で一緒にいらっしゃる時間が増えて、より問題意識を強く持ったという状況もきっとあるでしょうし、という中で終活のサポートはおっしゃるとおり大変私は重要なことというふうに思っています。ということで、町として終活支援という切り口で何ができるか、あるいは終活支援ということでの取組をより踏み込んでいくということは、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 質問ではございませんが、本当に前向きに考えていただいて、いつどのように自分たちもなるか分かりませんので、そのような形で進めていけたらと思います。

以上で終わります。

○阿左美健司副議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に今回のコロナの件につきましては、執行部におかれましては給付金等、迅速な処理をしていただき大変感謝しております。ありがとうございます。これからも一人も残さない行政運営を期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。都市計画マスタープラン作成の基本的考え方についてお聞きいたします。横瀬町全体の計画的なまちづくりのためには、マスタープランの作成がなければできないと言われてきました。そのため以前からマスタープランの作成をお願いしてきました。市町村マスタープランは、平成4年の都市計画法改正により制度が創設されたそうです。が、県のマスタープラン作成状況を見ると、平成30年1月現在では、9市町村が未策定でした。今回作成される予定となり、ありがたく感謝しています。

マスタープランは、通常ではおおむね20年後を目標にしているそうです。今の子供たちが大人になったときどんな町になるのか、行政に関わる者の責任だと感じています。現在、策定中であると思いますが、国土交通省第10版、都市計画運用指針を踏まえ、数点お聞きします。

まず、以前言われていた計画等の認識はあり、資料等、現在も引き継がれているでしょうか、お聞きします。

今回は、実効性、具体性のある将来ビジョンをつくっていただきたいと考えます。現在の横瀬町としての課題は何かお聞きいたします。

また、以前の一般質問でお聞きした土地利用ですが、平成28年3月議会での答弁で、農振法と都市計画法が混在していて難しい、適用エリアを整理できる環境が整えばプランを構築できると回答いただいております。農振法と調整はできたのでしょうか、お聞きします。

人口減の時代でもあり、コンパクトシティに向けた対応が必要と考えます。公共施設や住宅の集約について、整備の目標はどう考えているのでしょうか。

町の公園ですが、誰のためのものなのか、町のコネクトが分からないと感じています。現在整備中の花咲山ですが、樹木の成長を楽しみにしています。しかし、例えば山の花道では、植樹された花木が大きくなり、成長後の姿となっていますが、町民の憩いの場になっているのでしょうか。都市計画において町の公園の位置づけ、種別はどう捉えているのでしょうか。環境や景観への配慮、また高齢化社会も踏まえ、徒歩圏内の地域住民向けなのか、観光客向けなのか、どのような目標となっているのでしょうか、お聞きいたします。

道路網整備ですが、議会は3月の予算審議で初めて整備箇所を知る現状です。道路整備については、住

民生活に直結した事業と考えますが、周知されていません。町道5号線については、全国で児童生徒への事故が多発し、通学路の安全確保と説明され、納得しています。しかし、駅南側の道路等は、緊急性、必要性があったのか、また今年度予算の町道3175号線と歩道整備についても、ほかの通学路を考えると費用対効果に疑問を感じています。また、寺坂棚田では歩道の予算がすぐつきました。町道でも舗装や拡幅ができていないところがあります。町民の生活道路を優先に考えてほしいと思っています。都市計画道路は、都市の将来像の骨格を形成するものとして目標を設定と書かれています。町道は、補助幹線街路に該当するかと思いますが、新しい道路は計画されるのでしょうか。現状では、町道5号線を筆頭に町道と国道との合流箇所が無秩序であると感じています。駅南側道路も国道299号線とどこで合流するのかと思っています。新計画では、人口減少社会も見据え、通行量、渋滞解消の実現など検証すべきだと思いますし、観光客などの通過交通が生活圏に入り込まないように考えてほしいと思いますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

都市計画法では、平成4年の改正により住民の意向反映、周知等を強く求めています。都市計画運用指針でも、具体的に地区別に関係住民にあらかじめ原案を示し、十分に説明しつつ意見を求め、これを積み上げて基本方針の案を作成することなど、その方法についても例示しています。株式会社行政のまちづくり・都市計画何でも相談室によると、住民参加のプロセスや方法について、市町村が創意工夫を凝らして行うことが重要であり、従来のような単なる説明会、郵送によるアンケート調査を実施する程度では、十分と言えないのではないかと書かれています。基本方針の作成過程、それ自体が住民のまちづくりへの理解と参加を得ること、合意に資するものであると強く求められていますが、町はどう行うのでしょうか、お聞きいたします。

審議会の女性比率、3月議会でもお願いしましたが、審議委員の活発な意見を引き出すことや現地現況視察など行ったのか、あわせてお聞きいたします。

都市計画マスタープランは、基本構想を基として作成されることとなりますが、掲げられたSDGsの持続可能なまちづくりの観点、今度のコロナ禍を経験し、ますます重要な役割となったと感じています。どう計画に入れ込むのかお聞きします。

最後に、先に黒澤議員も言われましたが、今回のコロナ禍でテレワークの普及など、社会観に変化をもたらすとも言われています。給付金の対応など、基礎自治体の存在感も目立ちました。地方に新たな役割が求められる時代も来るなど、マスコミ等でも報道されています。今回、大学生は授業を全て自宅でオンラインで実施することができたそうです。すると、大学生は自宅にしながら大学を卒業するという、全く新しい社会が来ることと思われれます。従来のもちづくりの考え方に変化はあったのでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○阿左美健司副議長 ただいま8番、大野伸恵議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時03分

○阿左美健司副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま 8 番、大野伸恵議員の一般質問中です。

質問を続行いたします。

8 番、大野伸恵議員の質問 1、都市計画マスタープラン作成の基本的考えはに対する答弁を求めます。
建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 それでは、質問事項 1、要旨明細 1 について答弁いたします。

横瀬町、昭和56年に都市計画に指定してから、都市計画決定をして行った道路、公園事業はなかったと認識しております。

続いて、要旨明細 2 について答弁いたします。まちづくりの課題ということですが、やはり人口減少を考慮したまちづくりが非常に課題となっております。まちづくりとしての土地利用や道路、公園などといった都市施設の整備、それをどのような形で進めたらいいのかと、またこれは今年度引き続き地域別構想策定しますが、その中でも引き続き検討してまいりたいと思います。

続いて、要旨明細 3 について答弁いたします。本マスタープラン全体構想を作成するに当たり、庁舎内でも内部検討会議というのを何度か開いております。その中で振興課とは問題意識を共有しまして、常に調整を図っています。例えばですが、一つの区域の中で実際に農振の除外をして住宅を建てていただく方、また逆に積極的に農業を行っていただいている方等いる中で、すぐに都市計画上の法的な規制をかけるのがいいのか、農振を残すのがいいのかという判断は、区域を再編するのは非常に難しいと考えています。今後ですが、現状では長期的に考えて将来方向性を定め、誘導していく区域を設定するような考えで進めております。

続いて、要旨明細 4 について答弁いたします。公共施設や住宅の集約などの目標についてですが、まず公共施設や住宅の集約についてですが、公共施設についてはおおむね集約できているのかと考えております。住宅の集約についてですが、既に都市計画上指定されている第 1 種住居地域、さらに新たに住宅の集約を誘導していくように、姿地域の一部を住宅・農地調和整備地区とし、また先ほど来の話にも出ています町道3175号線の改築が済んだ暁には、横瀬駅南側の土地利用が改編すると思います。そういった場所を居住環境整備地区として位置づけました。

次に、公園についてですが、本マスタープランにおいては、地区に居住する方の利用を目的とする街区公園の整備を考えております。人口減少の中、どのような規模の公園、こういった利用目的の公園にするかというのは、引き続き当然検討していかなければならないと感じています。また、ご質問の花咲山公園ですが、都市計画上では現段階では、都市公園以外の公園として考えております。

続いて、要旨明細 5 について答弁いたします。新規道路についてですが、新規道路としては都市間連絡道として、以前から構想がありました秩父市と横瀬町を結ぶ、仮称ではありますが、宮地横瀬線を構想の中には入れております。当然議員さんの質問にもありましたけれども、渋滞解消に果たしてなるのか、またその幅員構成等様々なまだ細部検証は、当然秩父市と協議しながら、今後実施に対してもさらなる検証が必要だと考えております。

続いて、要旨明細6について答弁いたします。住民への周知ですけれども、今年度引き続き地域別構想を作成していきますが、その中で説明会、当然パブリックコメントなどを行いながら多くの住民の意見を聞き、マスタープランに反映していければと考えていますが、その説明会も地域別構想においては、都市計画区域を3ブロックか4ブロックに分けて地域別構想を行う予定ですので、その地区、地区の説明会を行わなければならないと考えております。

続いて、要旨明細7について答弁いたします。都市計画審議会の女性委員さんの比率ですけれども、臨時委員の方も含めてですが、12人中3名で25%となります。現状視察については、今後必要に応じて考えていかなければならないのかなと思っております。

続いて、要旨明細8について答弁いたします。SDGsの取り入れですが、本マスタープランの上位計画である第六次総合振興計画に即してマスタープランを定めていますので、当然SDGsの考え方も取り入れております。特にSDGsの11番目になるのですか、住み続けられるまちづくりを目指してマスタープランのほうを策定していきたいと考えております。

最後に、要旨明細9について答弁いたします。コロナウイルスの関係で社会観に変化があるかもしれないが、まちづくりはどうかという話ですけれども、今後リモートワーク等の働き方の見直し等がされることによって、このマスタープランの内容等に大きな変化、修正、見直しをしなければならない可能性もあると思います。当然そのような必要が発生した場合は、適宜見直しをしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

担当課長さんにおきましては、本当に町道3175号線の駅前まで進められるように、そこまで進めるようにしていただきたいと思っております。それから、公園等についても維持管理費まで含めて、計画にちゃんと入れられるようお願いいたします。新規道路につきましても、本当に数字的理論で進めるのではなくて、感情的にここに道ができるといいよねぐらいの感じで進むと、ちょっと住民としてその費用対効果とかどうなのかなと思っておりますので、するときにはもう数字的にきちんとこれをつくると道路が、この車は何台通ると、それで渋滞解消はこういうふうになりますよということを数値で示していただくぐらいのきちんとした検証をして行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、質問なのですけれども、今回マスタープラン、まちづくりの基本的考え方をお聞きしたのですが、事務分掌は建設課なのです。しかし、私はまち経営課の事務分掌も入るのではないかなというふうに思っていました。まち経営課の事務分掌というのは町の総合計画、振興計画に関することとか、重要な施策とか事業の総合調整に関することと、地方創生、地方分権とか図ることということですので、私は今までずっと私が質問してきたのは、計画的なまちづくりで、住民が住みよいまちづくりで、具体的な道とか川とか、そういうことでもう全体的なまちづくりということでこのマスタープラン、都市計画を考えておりますので、そこら辺のところはまち経営課の事務分掌に当たるのではないかなと、公共施設の集約等もほとんどできているというふうにおっしゃっていましたが、昔は役場と農協と町民会館が同じ場所にあったのですけれども、実際には役場がこちらに来てしまっていますし、あのときは郵便

局も一緒にあったです。役場、農協、郵便局、町民会館が一緒だったのですが、今はちょっとばらけた状況になっております。ですから、そういうところも踏まえて、本当に役場の住民が生活しやすいものが集約化されているのかなということを疑問に思っていますので、そこら辺も踏まえて、私はまち経営課、もしくは町長さんのほうにお聞きしたいと思っています。

それで、今回のコロナ禍については、本当に私自身も意識を変えなくてはいけないのかなというふうに思っています。例えば教育委員会なのですけれども、夏休み期間の学校ですけれども、クーラーがあるから、私大丈夫だと思っていたのです、絶対に。でも、換気もしなくてはいけないということになると、そうするとクーラーをつけたから横瀬町は進んでいたまちだと思っていたのですけれども、実はやっぱりその先をいった気温の上昇を抑制するような建物に意識を変えなくてはいけないのかなとか、あとまたこの炎天下、子供たちが学校へ通いますけれども、私も外に1歩出るともうくらっときます。その中を水筒をしょって20分なり30分なり歩いて帰るとというのが私の子供のときよりも気温が全然違うので、今の気温は。そこら辺も本当にこれは教育委員会の方によく考えていただきたいというふうに願っているのですけれども、そういうふうに本当に今度のコロナが来なかったら考えられなかったことも考えなくてはいけないという時代の中で、このまちづくりをしていくわけなのですけれども、国土交通省のみんなで進めるまちづくりの話というものをネットで調べていましたが、その中に僕たちが大人になるときはどんなまちになるのかなとか、こんなまちになったらいいのになとかというイラストがあります。ある意味先ほど浅見議員も午前中に言われていましたけれども、町長反省されたこともあるようですけれども、町長には横瀬町を将来に向かって牽引する責任者としてトータル的な視野に立ち、今まであまりトータルな考え方がされていなかったように私は思っているのですけれども、トータル的な視野に立って、将来の人たちが誇りに思えるまちづくりに取り組んでいただきたいと考えているのですけれども、どんな町を具現化しようとしているのか、その基本的な考えを教えていただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 先ほどの総合振興計画との関連性ということかと思うのですけれども、総合振興計画と都市計画マスタープランとの土地利用構想につきましては、ともに持続可能なまちづくりを進めていく上で基本となるものでありまして、まちづくりの総合的な方向性や目標が一致している必要があるかと思えます。このことから土地利用構想につきましては、総合振興計画と都市計画マスタープランとの整合性は必要不可欠であります。現在策定中のマスタープランでの土地利用構想につきましては、総合振興計画の7つの柱のうちの安心安全づくり、にぎわいづくり、中心地づくり、景観環境づくりなどの施策との整合性を図りながら、建設課を今中心に関係各課と連携して策定作業を進めているところでございます。マスタープラン策定後につきましては、昨年度策定した総合振興計画の基本構想の土地利用構想の改定を予定しているところでございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、中長期的な視点でということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

マスタープラン、今作成中です。これは、かなり長期を見越したプランで、実現可能性が高いものから、挑戦するというレベルのものまでが入っています。これは、町のインフラに関わる部分なのですが、それらを内包して横瀬町の総合振興計画があるというふうに思っています。その中で、この地域はとにかく大きな課題があって、それは人口減少であります。持続可能なまちというのがまず大前提です。人口減少が進んでいくけれども、それでもしっかり持続できるまちを考えなければいけない。その中で横瀬町が長いスパンで目指すのは、やっぱり住みよいというのがすごく大事です。これは、住民の皆さんが住んでいてよかったとか住みよいと感じるということは、まちの価値としては非常に重要で、これがまず一丁目一番地です。それから、誇れるです。誇れるまちというのは、子供たちが帰ってきたくなるまちでもあり、住みよいにもつながっていい循環になるということかなというふうに思いますので、日本一住みよいまち、誇れるまちというのを長いスパンでは目指しています。その中で期間を区切って、どういうまちづくりをしていくかというのは、まさに今回3月に目立たせていただいた総合振興計画の中に落ちていて、まず目の近いところではカラフルタウンという名前にしましたが、美しい四季折々の自然の中に多様な幸せな姿があるまちというものを目指していきたいというふうに思っています。そういう中で議員も先ほど言及されましたけれども、このコロナ禍の問題があって、やっぱりこれは今後のまちづくりには影響してくるというふうに思います。分かりやすいところと言うと、例えば通信インフラをよりしっかりとつくらなくてはならないなというのもそうですし、子供たちの世界では集まらなくても学べるようにもそうですし、あと感染症対策をしていくということもそうだと思います。

それから、屋外スペースを有効に使うなんていうのもそうです。密閉空間が難しいのであれば、屋外スペースを有効に使っていくと。商店街があるような地域ですと、公道にテーブルを出してというような動きも出てきていたりとか、横瀬町は少し違うのかもしれませんが、そういうのを意識したり。それから、あと今回のコロナ禍で個人的に一番感じたのは、やはり自然環境が大事だなということです。ステイホームということが言われて、2か月間皆さんストレスを抱えて、あまり遠出ができないという状況の中で、やはり都会の人がマンションの一室に閉じ込められるのと、横瀬の皆さんの自粛というのはかなり条件が違っていると。やっぱり翻ってこの町の環境とか、あるいは緑の大切さが個人的には非常に私は今回認識ができたというふうに思っていて、やはり中長期的にはこれはまちの価値の非常に大事な部分になってくるなということを感じて、そういったこともまちづくりには反映させていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

私も同じように考えております。今回は、本当に大変なことですが、横瀬町は1時間半で来られるということなので、仕事のスペースだけではなく住居も、この自然の中で泊まれるような環境をつくっていただくことが本当大切だと思いますので、通信インフラとか医療のほうのインフラとかを一生懸命や

っていただきまして、将来に誇れるまちづくりをしていただきたいと思います。

以上で質問をおしまいにいたします。

○阿左美健司副議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、武甲山登山についてと防災拠点としての道の駅の活用についてです。

まず、質問1、武甲山登山についてお尋ねします。武甲山表参道コースは、去年の台風19号の影響で、多くの箇所で大規模な崩落がありました。横瀬町観光ウェブサイトの情報では、迂回路の確保など登山道の整備をされ、通行可能となっているようではありますが、5月中旬時点の状況では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の目的で、山頂トイレの開放は延期になり、一の鳥居駐車場も閉鎖となっておりました。5月25日に緊急事態宣言が解除され、これらは開放となりましたが、登山の安全面を中心に幾つか質問いたします。

(1)、現状の登山道及び町道の整備状況はどのようになっているのでしょうか。一の鳥居までの町道、鳥居から作業道、作業道から山頂の登山道、この3つに分けてお答えいただけると大変ありがたいです。

(2)、一の鳥居までの町道の整備完了予定はいつ頃でしょうか。

(3)、駐車場の開放予定はいつ頃か。これは既に開放となりましたので、省略します。

(4)、現在、推奨しているルートはあるか。安全上の注意点などを含めてお教えてください。そして、車を利用される方への注意があれば、ここでお願いします。

次に、質問2、防災拠点としての道の駅の活用についてお尋ねします。国土交通省は、災害時の拠点となる機能を備えた設備を防災道の駅として認定する制度を創設し、設備整備への助成も検討するようであります。道の駅は24時間利用できるトイレや広い駐車場、厨房設備、通路のバリアフリー化など望ましい条件がそろっています。芦ヶ久保地区の拠点として活用できないでしょうか。新型コロナウイルスの問題で、密閉、密接、密集を避けなければならなくなった状況下で、検討する要素もあると考えられます。

そこで、(1)として、災害時の一時避難所として活用できるのではないかと、まずお伺いします。

次に、(2)として、助成を利用して障がい者の方が利用できるシャワー設備と駐車場の屋根を検討できないかお伺いします。国土交通省の基準は、要求基準が大きくてあしがくぼ道の駅には当てはめられないかもしれませんが、駐車場の屋根などは、平常時より必要な設備でありますので、町単独での設置も併せて検討していただくとありがたいですが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○阿左美健司副議長 6番、新井鼓次郎議員の質問1、武甲山登山についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項1、要旨明細（1）と（3）、そして（4）について答弁をさせていただきますと思います。

まず、要旨明細（1）についてでございますが、昨年10月の台風19号の影響で武甲山登山道は大きなダメージを受けました。まず、一の鳥居からマス釣り場までのコース上でございますけれども、2か所ほど路肩が崩落をいたしました。この崩落箇所につきましては、路肩を修復するということが困難な状況だったために、隣接する土地所有者の方にご了承をいただきまして、迂回路を設けさせていただいております。

次に、マス釣り場から先のコンクリート舗装までの間でございますけれども、ここのコンクリート舗装に大量の土砂が流入をしておりました。この土砂につきましては、業者に委託をいたしまして、土砂を撤去させていただいております。

そして、コンクリート舗装が終わりまして、登山道に行く道でございますけれども、不動滝の手前の17丁目付近のところでございますけれども、登山道が崩壊をいたしました。この崩壊箇所につきましては、登山道がえぐられてしまったために、業者に委託をいたしまして単管パイプを利用いたしまして、橋の整備をさせていただきました。この橋の整備の作業の中で、武甲岳人会の皆さんにも多大なご協力をいただきまして、整備をしたところでございます。

以上の箇所が今年の令和2年4月上旬には復旧作業が終了をしております。

次に、要旨明細（3）についてでございますが、一の鳥居の駐車場でございますけれども、先ほど議員お話のように、4月24日に秩父地域6市町村長が連名で発表いたしました、秩父地域への来訪者の皆様に対する緊急メッセージの発表を受けまして、4月27日から一の鳥居の駐車場を閉鎖しておりました。去る5月25日の緊急事態宣言が解除したことに伴いまして、一の鳥居の駐車場を開放いたしました。

続いて、要旨明細（4）についてでございますが、武甲山登山の推奨ルートとして特段のアナウンスはしておりませんが、町や町の観光協会のホームページ、そして町が作成している観光パンフレットなどでは、一の鳥居から参道を登るコース、それと一の鳥居から13丁目付近で参道から別れて持山寺跡、シラジクボを経由するコース、妻坂峠、大持山、小持山を経由するコースの3コースを紹介しております。これらのコースは、武甲岳人会の皆さんをはじめとするボランティアの方々、そして一般の登山をされる方々などから声を寄せていただいたり、町の職員による定期的な点検によって、現在通常どおり登山ができる状況となっていることを確認しております。

なお、登山道などの状況、あるいは新型コロナウイルス感染症の拡大防止などへの対応など、登山に関して影響のある情報が出てきた際には、町や町の観光協会のホームページなどにおいて、速やかに情報を発信しているところでございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 質問事項1、要旨明細2について、私のほうから答弁させていただきます。

現在、町道1号線で2か所、町道122号線で1か所、台風19号に伴う災害復旧工事を実施しております。

現時点での整備完了予定ですが、まず町道1号線の生川浄水場の下流の工事については7月31日、生川浄水場の上流の工事については8月7日、町道122号線の宇遠橋からの先の工事については9月30日を完了予定としております。ただ、今後町道1号線の2か所については、埼玉県の協議、現場掘削箇所の土質の変化や湧水等を確認しておりますので、工期延長が必要かと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、防災拠点としての道の駅の活用についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、質問2、防災拠点としての道の駅の活用についてに対する答弁をさせていただきます。(1)、(2)合わせて私からお答えいたします。

道の駅は、今や全国に1,160駅あって、年間2億人以上が利用していて、既存のサービスを提供するというのみにとどまらず、今後ますます防災や観光や福祉など、多様な社会ニーズに応えていくという期待が持たれている状況にあります。そういう中で国土交通省では、2020年から道の駅第3ステージとして位置づけておりまして、今後取り組むべき指針について、新道の駅あり方検討会により昨年11月に提言を受けています。この提言の中に2025に目指す3つの姿のうちの一つに、新「防災道の駅」が全国の安心拠点にというところが盛り込まれています。この新「防災道の駅」が全国の安心拠点にという中には3つの項目が明示されていまして、申し上げますと、1つは広域的な防災機能を担うため、国等の支援を受けてハード、ソフト対策を強化した防災道の駅を新たに導入。地域住民や道路管理者、外国人観光客も含め、他の防災施設と連携しながら、安全安心な場所を提供する、これが1つ。

2つ目が各道の駅でも、地域防災計画に基づいてBCPの策定、これは業務継続計画です。の策定、防災訓練など、災害時の機能確保に向けた準備を実施すること、これが2つ目。

3つ目がこれら道の駅の活動報告は、災害時に国、自治体連絡会等でいち早く共有、関係機関の支援を受けながら、道の駅が地域の復旧、復興の拠点として貢献するという項目が3点あります。

これら2025年に目指す3つの姿を実現するため、国から支援の充実が必要というふうにされています。一方で、具体的な防災道の駅の進め方として2020年度、今年度の早いうちに防災道の駅の認定要件を含めた制度内容を決定し、国の第3ステージ検討委員会で議論するという事になっています。国のほうにも確認をしましたところ、詳細については検討中との回答でした。今後、国、県の動向をよく、これについてよく注視して、町のほうも早期に情報収集をして検討してまいりたいというふうに思います。一方、検討する上で、芦ヶ久保の道の駅については、地形的に南側が山で、北側の居住区域とは横瀬川を挟んでいるという地形にありまして、台風時には道路が寸断されるリスクもあります。どのようなケースに地域避難所として活用できるか等については、議論が必要とは思いますが、いずれにせよ国の動向を注意して検討してまいりたいというふうに思っています。

(2)に行きますけれども、防災拠点として活用ができるかどうかというところはあるのですが、そこにかかわらず上げていただきました、障がい者の方が利用できるシャワー施設、それから駐車場の屋根に

ついては、必要性があるということはそのとおりだというふうに認識をしています。駐車場の屋根に関しては、もう既に県のほうにも要望している状況なのですけれども、要望できるものは引き続き要望してまいりますし、それに限らず設置できるうまい方法がないか、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は大枠で1つです。質問に先立ちまして、現在流行中の新型コロナウイルスにより亡くなられました皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、現在療養中の皆様の日でも早い治癒を願っております。

それでは、質問に移らせていただきます。今回の質問は、移住促進政策におけるテレワークの可能性についてでございます。今回の新型コロナウイルス流行により普及が進んだテレワークですが、急速なインターネット普及の中、Society5.0が提唱され、その可能性と需要がますます高くなっております。今回は、必ずしも計画された流れではなく、やむを得ず導入のところもあり、課題が浮き彫りになったという企業等も多かったとは思いますが、通勤時間及び通勤中の満員電車等のストレスが削減された、家族との及び自分の時間が増えた、居心地のよい環境で仕事はかどった等様々な利点もあったようでございます。今後は、課題を解決しつつ、全体的に導入が進むものと思われまます。

さて、この横瀬町に目を向けますと、豊かな自然環境、この環境が大事というのは先ほど町長も答弁でおっしゃっておりました。また、助け合いの人間関係、並びに子育て支援等の充実した行政サービス及びよこらばをはじめとした先進的な施策等に恵まれた社会環境、これは特急を利用した場合という見方が強いとは思いますが、通勤圏内とも言える都心へのアクセス状況、こちらは先ほど大野議員が90分という形でおっしゃっておりましたけれども、またそれらに加え、横瀬駅南側、兎沢の西側の土地、姿地区及び町内全般に存在する宅地化可能な土地状況、増加傾向にある空き家状況、また地震に強い地盤等、多くの求められる移住条件がそろっているのではないかと考えます。

ここで要旨明細1、(1)でございますが、前述のような今までのお話、社会的テレワーク推進状況と当町の現況等を踏まえた移住促進政策の状況をお聞かせください。

次に、(2)でございますが、テレワーク推進と合わせた移住促進政策を進めるためには、増加しているフリーランスの方々だったりとか、そういった方をターゲットにするというのが有効であると言われてい一方、企業投資の効率化や社員交流の促進、自治体の計画的な施策展開の観点等からは、企業単位

での交渉というものが有効であると考えます。ただ、どのような企業なのか等を見極めることも重要である中、当町にはよこらぼがあります。よこらぼ事業を通じて基本的な企業情報は得ておりますし、事業を通じて培われた企業との関係を生かせば、その可能性が大いに広がると考えます。よこらぼ関係者との連携というものはいかがでしょうか。

最後に、(3)でございます。よこらぼ事業のどぶろく特区、これは埼玉県構造改革特区でございますが、により当町でも特区という言葉が近いものになったのではないかと思います。特区申請をすることで様々な優遇措置が受けられます。副町長ゆかりの地、柏市でも、柏の葉キャンパス、公民学連携による自立した都市経営特区が地域活性化総合特区として、国でございますが、指定されております。また、当埼玉県におかれましては、さいたま市にて次世代自動車・スマートエネルギー特区が地域活性化総合特区として、令和2年3月31日まで指定をされておりました。当町におきまして言えば、例えば幸福度向上を追求した働き方を目指す官民連携、これはテレワークにより通勤時間及びその過程におけるストレスを除き、仕事を効率化するとともに、抽出された時間を有効に利用して幸福度向上を目指そうといった幸福学を推進しております。当町の状況も意識して考えてみました。また、抽出した時間を有効に使用するために様々な拠点を整備していくことも重要だと思っておりますので、まちなか活性化事業やサロン事業等とも連携を図ったらよいのではと、これは勝手な私の妄想でございます。こんな様々な可能性を秘めているのではないかと考えております。等、テレワーク推進特区として進めていくことも有効であると考えますが、いかがでしょうか。本日、この質問の内容に関しましては、これまでほか議員の皆様のご一般質問等でもかぶっている部分等ございますので、その辺りは割愛していただいて結構でございますので、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 1番、向井芳文議員の質問1、移住促進政策におけるテレワークの可能性についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 向井議員の一般質問に答弁させていただきます。

(1)でございますけれども、新型コロナウイルスの影響で、職場に出社せず自宅等で働くテレワークが急速に広がっているところですが、この普及の流れは今後も広がり続けていくことが予想されます。テレワークの導入により地方移住への課題として指摘されております、会社までの通勤時間や移住先の働き先が少ないなどの課題解決の可能性もあり、移住促進のための重要な鍵であると認識しております。横瀬町におきましても、この流れに乗ってテレワークと移住促進を絡めた施策を打つことも考えていく必要があるかと思います。移住促進のために魅力あるまちづくりやまちの情報発信の質を上げていくとともに、テレワークとして活用できる空き家の活用なども検討する必要があるかと考えます。

次に、(2)のよこらぼ関係者との連携でございますけれども、テレワークに関連したよこらぼ提案事業として、横瀬ワーケーションプロジェクトがあります。この事業は、東京圏の職場を離れ、横瀬町や秩父地域で余暇を楽しみつつ、テレワークを活用して仕事や地域活動を行うワーケーションを推進する事業であります。今後、こういったワーケーションプロジェクトや他のよこらぼ関係者とも連携し、ご質問の

方向性についても考えていきたいと思えます。

次に、(3)のテレワークの特区につきましては、国の構造改革メニューを確認いたしました。現状では確認できないことから、ちょっとすぐには取り組むことは難しいと考えます。今後、特区について関連するものがある場合は、調査を進めていきたいと考えます。テレワークが急速に進むことで、人々の働き方や暮らし方も変化することが予想され、住みやすく、生活しやすい環境が求められると思えます。横瀬町の自然環境や暮らしやすさなどの魅力を発信しながら、テレワークを活用したい方への移住促進を視野に入れた、町内で起業したい方や企業オフィスへの空き家の利活用など、総合的に移住促進政策について考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

(1)、(2)、(3)という一つのものに対する再質問という形ではなく全体に及ぶことなのですが、こちらの、先ほど特区という例を出させていただきました。特区メニュー、様々なメニューがある中で、私の勉強不足なところもあるので、一概には言えないのですけれども、ある程度ビジョンを持った上で、例えばテレワークということだけではなく、先ほど幸福というところから攻めたのですが、違う形で攻めて、それを総合的にレポートを書くというか、そういった形になっていっているものが多いのかなと、一つのことにとらわれず全体的なことを、目標を一つに定め、いろんな方法でやっていくという中での申請というものがほかのところでも多く見られるような気がしたのですが、その辺りを含めてという中で、特区という形で今回質問の要旨明細に入れさせていただいたのですが、総務省のほうの資料を見ると、ふるさとテレワークというのが結構前から、平成26年ぐらいから進んでいるのです。そこで一番最初のときは、この辺でいうと群馬県高崎市とかが手を挙げて、すごく盛んに始まっております。また、この周辺のところでも申し上げますと、最初高崎市だったり長野県の松本市、神奈川県横須賀市なんかが出てきておりまして、その後にはみなかみ町とか旭市とか、千葉県です。山梨県甲府市、長野県の塩尻市、駒ヶ根市なんかも出てきております。この周辺でもかなりそこへが出てきているのですが、こちらはふるさとテレワークというものは、地方のサテライトオフィス等においてテレワークにより都市部の仕事を行う働き方のこととすと、そのままなのですが、ふるさとテレワークの推進により都市部から地方への人や仕事の流れを創出し、地方創生の実現に貢献するとともに、地方における時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を促進し、働き方改革の実現にも貢献しますと、総務省のホームページにございます。埼玉県ではまだこの申請は、申請は出ているのかもしれませんが、実施地域にはまだ、確認をしている限りでは、おりません。確認はできておりません。こちらの事業を、この事業の結果を踏まえて、それを横展開していくという中において、情報通信技術利用事業費補助金というのが地域IoT実装・共同利用推進事業に係る、これはというものがあって、それに係る提案の公募というのが今ここにあるのですが、こちらも総務省のもので、これは令和2年度のものでございます。ちょっと締切りは終わってしまっておりますが、毎年のように行われているみたいで、こちらの締切りは5月の20日だったのですけれども、こういったプロジェクト等もかなり進んでおります。町のほうで恐らく情報は得ているものかと思えますが、こういったものを

使って、時にはその特区というものもあれば、総務省に元からあるプロジェクト等も含めまして、今後、力を入れていっていただきたいなと私としてはすごく思っております。その辺り今後のビジョンについて、取り組んでいっていただくという形のご答弁は先ほどいただきましたが、取り組むのは多分どこの自治体もこれから取り組んでいくのだと思いますが、ほかと一緒に取り組んでいくというレベルではなくて、もう完全に飛び抜けて取り組んでいくぐらいの、横瀬町の中に区画を設けて、これは本当に例えばなのですが、兎沢のところにもうそういう住宅街を整備してしまって、そこにがっとなら来てもらうとか、これはまたいろんな問題出てくると思います。町民の方との協調とか、そういったものもありますけれども、やはり人が増えていくということはすごく大事なことで私が考えるのは、税収どうのこうのとか、そういう問題ではなくて、それはもちろんあります。税収というのはもちろん大事なのですが、今新しい生活様式という言葉が今日のこの議会の中でも出てきておりますけれども、新しい生活様式というものが、これは徹底していってくれと政府が言わなくても、心理的に多分恐らくこの流れになっていくのだと私は思っております。ただ、その裏にはすごく怖いものが潜んでいるのではないかなと、人と人の距離がどんどん離れていくということにすごく私は危機感を持っております。例えばヨコゼ音楽祭を想像していただいて、席が満席になって、みんなで横の人たちも楽しんで、横の人が涙しているから自分も涙してしまったりとか、横の人が感動して拍手しているのも含めて人の感動なのです。これが席が離れてしまったら、感動がすごく薄くなるのではないかなって、演奏は同じにすばらしくてもと思います。やはりそういったことも含めて、人が関わり合っていく場所だったり、その機会というのはより増やしていかなければいけないという中においては、やはりこの町の人を増やして、そしてその交流の場を増やして交流を増やしていくということが重要だと思います。やはり向こうから来てくれた方とかというのはいろんな新しい要素を持っていますので、町民にとってもいい刺激になって、また家から出るだったり、いろんな行動をするきっかけにもなるのではないかなということも含めまして考えております。そういったことを踏まえて、このテレワークは一つの手段でしかなくて、やはりみんなで移住してきていただいて、その上でみんなで町をつくり上げていくという、そこに一つの方法として、今テレワークがかなり有効な状況にこの町としてはあると思いますので、ということで今回出させていただきます。

すみません。ここまで一方的に話してしまったのですが、町長にぜひそのところ、今後の全体としての横瀬町の進めていく方向性というものの、今の思いをお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

向井議員がおっしゃる問題意識や可能性については、おっしゃるとおりだろうというふうに思います。この町にとっては、移住促進は非常に大事な施策であります。さらに、このコロナの状況で、やっぱり私も感覚的に思うのですが、この町の魅力がより発揮される可能性が出てきたなというふうに思っております。議員ご期待いただいているように、飛び抜けた地域になりたいという思いで、今後移住促進を進めてまいりたいというふうに思っています。

どこからやるかというところも、これまでもこれは一連の流れでやっているわけなのですけれども、やっぱりまずは物理的な場づくりです。集える場としての898というのがスタートして、いい回転ができていたりなのですけれども、それから物理的に移住促進には住むところとして、対応するように空き家のプロジェクトチームが今期は動き出していて、空き家の把握だったり、それから物理的に住めるところをつくっていくというところは力を入れてやってきています。それらを含めて、もちろんテレワークもいいチャンスだと思いますので、総合的に町の移住促進策を本当に力を入れてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 心強いご意見、ご答弁いただきましたので、ぜひそのように進めていただきたいなと思います。

ちょっと要望的な要素になってしまうのですが、本当にこのテレワーク含め、この地域で分散して働くという流れというのは、どんどん進んでいくものと思います。今回、コロナのこの教訓で、かなりいろいろな会社が大変な思いをされている中で、一つのリスク回避として、事務関係のできることはテレワークでできるような方に委託しようなんていう流れもあるみたいですね。それがいいかどうかは別として、正社員であることというのが大事と今まではされていますし、それが大事なものは変わらないのですが、ただ会社も存続をかけた上での危機管理としては、そういった委託で頼むことによって、いざというときには縮小がしやすいのです。そういったものだったり、これ面白いなと思ったのですが、会社に自分のアバターロボットがいて、コンピューターを通じてそのロボットに情報を流すと、そのように会社内で動いてくれると、物理的に動かなければいけないことまでやってくれるというような技術も研究されているみたいです。これは怖い部分もちょっとありますけれども、やはりいい地域に住んで、自分に合ったふうに時間を使って暮らしていくという時代が来ていますので、ぜひこの町、すばらしい町だと思うが前提で私は質問させていただいておりますので、本当にこの町をよりよく盛り上げていくために、ぜひ今後ともお願いをいたします。

以上でございます。すみません。勝手に一方的にしゃべりました。

○阿左美健司副議長 質問ではなく。

○1番 向井芳文議員 質問ではなく、そのようにお願いを。

○阿左美健司副議長 それでは、以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

〔副議長、議長と交代〕

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○内藤純夫議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 皆さん、こんにちは。3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。最後なので、もう少しおつき合いください。

今回は、4月にリニューアルされた町のホームページについてお聞きいたします。長く見慣れたホームページが一新されました。町ホームページを私も町の情報や条例や規則などを調べるのに活用していました。私自身慣れてしまっていたせいか、さほど不便は感じませんでしたが、今までの議会答弁などでセキュリティが脆弱、利用者から使いづらいという声があるなど、答弁がありました。

そこで、今までのホームページの問題点について、もっと詳しく、そして具体的にご説明をお願いいたします。

そして次に、ホームページの維持費についてです。これについてもセキュリティを強化して使い勝手をよくするので、維持費は上がるということで、今年度の予算でもホームページ更新委託料52万8,000円、保守委託料127万5,000円などが計上されております。今までのホームページと比較して、どのようにセキュリティを強化し、維持費はどのように変わるのか教えてください。

そして、リニューアル直後には、他の議員の申入れもあったようですが、例えば議会関係のところや例規集などが見られない、また町の施設の写真がいつ撮った写真か分からないくらい古いものだったり、ちょっと見れば分かる不具合がたくさんありました。改善されたものもありますが、今現在の利用上の問題点など、どのようなことがあり、今後どのように改善していくのかお聞かせください。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員の質問1、横瀬町ホームページのリニューアルについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 阿左美議員の一般質問に答弁させていただきます。

(1)の今までのホームページの問題点についてですが、町のホームページは平成12年度より運用を開始し、その後、平成23年度に1度リニューアルを行っております。平成23年度のリニューアル後、昨年度まで運用してきたわけですが、この間急速に普及したスマートフォンではホームページが見づらいなど、情報通信技術の進歩に対してホームページの機能等が追いついていない状況でした。これまでのホームページの問題点として、セキュリティが脆弱であったこと、通信内容が暗号化されていなかったことでホームページの改ざんなどの心配がありました。現在は、通信データを暗号化し、セキュリティを強化しております。

次に、災害時における緊急情報の表示機能がなく、町民の方への情報発信がされにくかったこと、現在はホームページのトップページに緊急情報の表示を追加し、表示をクリックすることで緊急情報を速やかに入手することができます。また、先ほど申し上げましたが、スマートフォンに未対応であったことから、スマートフォンでは非常に見づらかったこと、現在はスマートフォンやタブレットなど、ホームページを閲覧する端末に合わせた表示を自動で行う機能がございます。また、機能面でサーバーの容量の関係で更新作業のパソコンが限定され、動きが遅く編集作業に時間がかかり、緊急時など迅速な対応ができなかったこと、現在は各職員が業務で使用しているパソコンでも更新は可能となり、操作もスムーズに行うことができいております。

以上が主立った問題点と、その改善の状況でございます。

次に、(2)の維持費の関係ですが、ホームページの維持費として、サーバー管理使用料とホームページ運用保守料がございまして、昨年度の維持費として、サーバー管理使用料15万6,960円、ホームページ運用保守料15万6,960円の合計31万3,920円でした。本年度は、サーバー管理使用料16万160円、ホームページ運用保守料177万4,080円の合計193万4,240円となっております。維持費が高額となっておりますが、これまでホームページ運用保守に関して、システム障害発生時のバックアップ体制やホームページ運用の支援体制が十分でなかったことから、システム監視やホームページの運用に関してのサポート体制を充実させたことにより高額となっております。

サポート体制の1つ目として、システムサポートがあります。システムの自動監視を行い、常に稼働状況を確認し、異常発生時には直ちに適切な対応を実施し、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めるなどの体制となっております。

2つ目として、運用サポートがあります。ホームページを運用していく際に必要なホームページ更新システムCMS、コンテンツ・マネジメント・システムのバージョンアップとシステムの操作方法等に関しての支援体制を取っております。

3つ目として、コンテンツ制作サポートがあります。ホームページの更新や新しくページを作成する際の技術面での支援や最新の技術情報を提供するなどの支援体制を取っております。

これらの維持費は、ホームページを確実に安定した状態で運用していくためには、高額であります、必要な経費と考えております。

続いて、(3)の現在の利用上の問題点ですが、リニューアル当初はトップページに項目すべき項目が掲載されていない、先ほど議員おっしゃったように町議会の項目がない、また例規集が掲載されておらず、大変ご迷惑をおかけいたしました。また、該当するページが表示されないなどのトラブルがありましたが、その都度改善を図ってまいりました。現在のところ、おおむね改善され、運用できていると感じております。ホームページリニューアル後の閲覧件数ですが、4月、5月の2か月で4万1,804件あり、前年度の同時期の2万6,148件より1万5,656件増加、率にして前年度比約60%増加しております。増加の要因ですが、ホームページリニューアルによる増加も多少あるかとは思いますが、コロナウイルス関連の情報を得るために閲覧数が増加したものと考えております。町民の方への安心、安全や住民サービスに関する情報提供、町の施策に関する情報提供、また町外の方への観光や移住、定住促進のための町の情報提供など、ホームページは大切な役割があると考えます。

今後も改善をしながら、町の最新の情報を速やかに情報発信するとともに、町民の方に使いやすいホームページの運用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 そうしますと、維持費に関してですが、193万円ぐらいということで、システム自動監視やサポート支援、コンテンツ作成の支援ということのサポートが受けられるということですが、そうしますと今回コロナのほうでオンラインのほうのいろんなコンテンツがありましたが、そういった情報の更新のしやすさは、この辺のサポートにもよる、この辺のサポートがあったので、しやすかったということの解釈でよろしいでしょうかということと、それと安全面というと、役場の庁舎内でのL G W A Nとか、そういった町内のネットワーク等の関係もあるかと思うのですが、そちらのほうとのホームページのほうの関係のセキュリティーとL G W A Nなどの庁内のネットワークとのセキュリティーの関係なども、その辺のセキュリティーが甘いと大変まずいことが起こるかと思しますので、その辺の関係がどうなっているのか、分かれば教えてください。

それと、ホームページの役割といたしまして、主に町民に、町内に向ける面と町外の横瀬町に興味を持っている人に向ける部分の大きく分けて2つあるかと私は思うのですが、今のホームページをずっと見てみますと、町外に向ける部分が少し少ないような気がいたします。町外の人が横瀬に行こうとしてホームページを見ます。それで、ぱっと目につくインパクトがないような感じが、今現在私は感想を持っております。確かにトップページに武甲山が出ておりますが、部分的に隠れているので、武甲山を知っている人が見れば、これ武甲山、横瀬なのだというふうに分かるのですが、実は私の弟が名古屋におるのですけれども、それに言ったら、ここどこというふうなことも言われましたし、東京に住んでいる友達に、ちょっと横瀬のホームページ見てみて話もしたところ、山は出ているけれども、これ何という、そういうふうな感じで、それほどインパクトがなくて、何か中途半端な感じがするという事も言われました。試しに私が同じ秩父の小鹿野町のホームページを見ると、トップページに歌舞伎と鉄砲まつりが出ていますので、小鹿野ってこういうことやるのだというようなことが分かりましたので、それと比べるとインパクトが少ないかなということを見ると、観光などで秩父に来てくれという割に、そういう人が見ても印象があまり残らないホームページなのかなというふうな感じがありますということが1つと、それとホームページをずっと見てみますと、まず横瀬町の地図がありません。ただ、役場の近辺の漫画で書いた地図がありまして、そこからグーグルマップに飛ぶようになっているのですが、役場の場所は分かるのですけれども、肝心の横瀬町の場所が、例えば埼玉県のどの辺とか、関東のどの辺とかということが全く分からないので、そうしますと、勝手に調べて勝手に来いということなのかなんていうふうになんて思っていました。

それと、地図もそうですが、あと今現在の横瀬町の近況を表す、仮に人口ですとか、あと面積など基本的な情報が、これも調べれば出てくるのですけれども、ぱっとすぐ出てきません。前のホームページにはすぐ出ていたような感じがしますので、すぐには出てこないけれども、役場に来れば分かるという話にもなってしまうので、そういった面では、ホームページに日本一チャレンジしている町というふうに出て

いますので、そういった面では日本一チャレンジしているのかななんていうふうにも思っていました。要するに基本的な情報がぱっとすぐ出てこない、ホームページを見てもらっても素通りされてしまって、興味を持ってもらえないというふうなことにもなりかねませんので、その辺ちょっとトップページの改善はちょっと強くお願いしたいところでもあります。

それとあと、全体的にこのホームページ、リンク先でもそうなのですが、各事業ごとのページに飛んでもそうなのですけれども、全体的に間延びしていてスペースが大きくて、欲しい情報までたどり着くのに、前のホームページと比べて無駄にスクロールをしなければなりません。普段から私もパソコンは使っているのですけれども、スクロールが多いと肩がだんだん凝ってくるので、ちょっと大変かなというふうには思います。要するに間延びしているのです、ページ当たりの情報量がとにかく少ない。前のほうは、本当にトップページに大体ぱっと見ればどの辺だなというのが分かって、すぐに目的のところに行けたのですけれども、今は探すのがちょっと時間がかかると思います。

それと、前のホームページですとワンクリックで行けたところが今は2クリックぐらい多い、要するに前と比べると2ページぐらい多く飛ばないと目的のところに行かない、私は気が短くてせっかちなので、ちょっと若干いらするところがあります。

それと、全体に間延びしているというのもあるのですけれども、その割に無駄に情報が重複していて、同じ情報が1ページに2か所上下に出ていたりとかしているのです、大体こういうホームページ関係は、クリックするたびにフローチャートを下に下りていくような感じだと思うのですが、同じような情報が同じページに出ていますと、自分がそのフローチャート上、どの辺にいるのかという感覚が分かりづらいので、探す手間がかなりかかると思いますので、その辺の改善もお願いしたいのですがということです。

それで、幾つか私、この感想を申し上げましたが、基本的には明るくなってよくなったという印象は持っております。ただ、これを横瀬町の町民が大体私たち議員含めて、そういう立場が見れば分かるのですけれども、予備知識がない人がこのページを見ると、私の弟ではありませんけれども、よく分からないということになってしまいますので、どこかで特徴づけるようなインパクトをつくってもらいたいという意味で今回申し上げさせてもらっておりますので、ちょっとまとまらない再質問にはなりますが、私幾つか感想を申し上げましたので、それに対しまして、こんなふうに改善していきたいとかというのをもう一度お聞かせ願えればありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

まず、最初の更新、技術面の支援ということですか、その辺は今回の維持費の技術の支援等もあったかと思えます。また、アップデートの方法は、システムを最新にしておりますので、そういった技術的な支援もいただいております。

それから、町のL G W A Nと町のホームページのインターネットの関係ですけれども、町のL G W A Nとホームページを見るネットワークのインターネット回線の2つの回線を町では使用しているわけですが、この回線、2つ分離されておりますので、安全性は確保されております。ホームページのインタ

ーネット回線から町の行政情報、L G W A N を閲覧することはできませんので、ご安心いただきたいと思
います。

それから、ホームページにインパクトがない、また町の地図がない、あと人口のところが、あとリ
ンク先にすぐに結びつかないというようなお話ですけれども、この辺は随時改善しながら町民の方、町外
の方にも利用しやすいようなホームページを改善していきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

それでは、今回のホームページ、できたばかりで、今も課長のほうからも、ちょっとこれからも改善
していきたいということですが、今現在、変な話、すみません、ちょっと点数をつけると何点ぐら
いかということです。大体でいいです。

それと、ちょっとこれも聞かなければいけないことなのですが、よこらぼ関係のホームページの
ことなのですが、今回よこらぼのホームページもリニューアルというか、一新されたかと思えます。今回
も町のホームページのほうからリンクで飛ぶような感じになっておりますが、今までのページは何となく
写真が多い、写真が多くて何となく角張ったようなイメージがあったのですが、今回は写真ではな
くて主に絵になった、何となく丸い印象になったという感じがあるのですが、町のホームページ等
飛んでいきますからあれなのですが、よこらぼのホームページも新しくするに当たって、どのようなこと
を重視してやったのかということが教えてもらいたいのと、今回横瀬のホームページとよこらぼのホーム
ページというふうなリンクで飛びますが、横瀬のホームページをつくった業者とよこらぼのホーム
ページをつくった業者は同じなのか違う業者なのか、その辺教えてください。よろしく願います。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 再質問に答弁させていただきます。

何点ということなのですが、私も来たばかりでちょっと分からないというか、点数のつけよう
がないのですが、及第点はいっているかと思えます。

②番のよこらぼの関係で、絵になったということですか。よこらぼ関連のホームページですが、
以前よりも見やすくなったかとは思いますが、採択事業の案件ですとか、そういったものを詳し
く掲載するような体制を取るような形を取っているかと思えます。

3番については、ちょっと調べまして答弁させていただきます。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 よこらぼのホームページについては、何度かご指摘をいただいているように、少し最初
につくってからちょっと古くなっておったと、使い勝手も少し、あとはリニューアルの店舗もというこ
とでいろいろご指摘をいただいております。その部分も含めてリニューアルをしたということでございま

すが、最終的にはちょっとどなたにどういふふうにお願ひしたかというの、また改めてご連絡したいと思ひますけれども、昨年度のよこらぼのアドバイザーの事業の中で、最初に始まったこのホームページをリニューアルするということも、そのアサインメントの中の一つに入っております、その中でリニューアルをしていただいたという、そういう経緯で新しくなっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 答弁者に町長も指名されておりますが、町長何かございますか。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後に私のほうからまとめて答弁をさせていただきます。

まず、自己採点ということで、これは課長に投げるのちょっと酷かなという気がしますので、ぎりぎり及第点という感じかなというふうに思ひます。改善ポイントもたくさんまだあります。ちょっと4月、オープン時点でやはり不具合が、オープンしてみても分かったというのが結構あり、それから議員ご指摘のトップページのインパクトはおっしゃるとおりだと思います。これは、実は3月にトップページに使う写真を花咲山でみんなで集まって撮ろうという話をしていまして、それがコロナで流れてしまつて、仮置きをしたのです。というレベルでして、あれで最終形とも思ひていませんので、そこは改善してまいりたいというふうに思ひます。

それとあと、全体的に間延びというのもまたちょっと確認をしたいと思ひていますが、これ難しくて、さくさく行ける方の一番快適なもの誰にでも分かるように丁寧なところがまた相反するということがありますので、その辺はちょっともう少し広く町民の声も聞きながら、多くの人にストレスなく使ひていただけるというところを目指して改善はしてまいりたいというふうに思ひます。

あと、これをつくるときに、私のほうからやっぱりとにかくセキュリティーは重視してくださいと、対外的なPRでも大事なホームページなのですが、まずはセキュリティーだし、あと住民の皆さんにとって使ひやすいというところをお願いしますということは申し上げさせていましてあります。そういうことで、なかなか満点というわけにはいきませんが、いただいたご意見、受け止めさせていまして、改善を図っていききたいというふうに思ひてあります。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時27分

令和2年第2回横瀬町議会定例会 第2日

令和2年6月12日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、陳情第 8号 筆界特定に関する陳情の委員長報告、質疑、討論、採決

1、報告第 1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑

1、報告第 2号 令和元年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長
大沢賢治	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

本日の会議において、5番、浅見裕彦議員につきましては、座ったままでの質問、討論を許可し、採決は挙手をもって起立とみなします。

また、いきいき町民課長につきましても、自席での座ったままの議案の説明、答弁を許可いたします。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第1、陳情第8号 筆界特定に関する陳情を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長より指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

事件の番号、陳情第8号。件名、筆界特定に関する陳情。

審査経過といたしまして、本件は令和元年12月定例会で本委員会に付託となった案件です。委員会審査は、2月4日、2月20日及び5月14日の3日間行いました。2月4日の委員会には、陳情者である中原靖高様に参考人として出席いただき、概要等について説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

審査結果につきまして、委員に対し意見等を聴取した後、採決とすることでよいか確認し、異議がなかったため、採決を行いました。採決の方法は挙手とし、陳情に対して採択の方の挙手を求めたところ、採択1、不採択4名でありました。

委員会として不採択とすることを決定した後、委員より不採択に当たり附帯意見をつけたい旨の意見があったため、附帯意見をつけるかどうかの採決を行ったところ、委員全員が附帯意見をつけることに賛成したため、委員会での本陳情の取扱いは附帯意見つきの不採択と決定いたしました。

なお、附帯意見については、委員の話し合いを行い、附帯意見の内容を決定いたしました。内容については以下のとおりとなります。

現時点では、当時のことを知る方もおらず、正確に内容を把握することは難しい。町には今後の行政運営に当たり町民から疑いが持たれることのないよう法令等を遵守し、適正に執行していく旨を求めるということになりました。

以上、委員会審査報告といたします。

○内藤純夫議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、意見つき不採択でございます。

日程第1、陳情第8号 筆界特定に関する陳情については、委員長の報告のとおり意見をつけた不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、陳情第8号は意見つき不採択とすることに決定いたしました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○内藤純夫議長 日程第2、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度有限株式会社果樹公園あしがくぼ経営状況説明書を作成したので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、報告第1号の細部説明を申し上げます。

まず、提案理由に記載してあります地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、町が出資している法人、有限会社果樹公園あしがくぼから経営状況の報告を受けましたので、提出書類に基づきご説明を申し上げます。

まず、この資料の2ページの1、施設利用者数一覧表を御覧ください。御覧のとおり、各施設とも平成30年度と令和元年度の比較となっております。また、利用者数のカウント方法ですが、道の駅ではPOSシステムを利用しております、そのカウント数を利用者数としております。

この表の右の下、利用者総数の数字が道の駅全体の利用者数であり、令和元年度の利用者総数は42万6,724人で、前年度比13.4%のマイナス、6万5,903人の減少となりました。

令和元年度は、全ての施設において前年度比で減少となっており、その主な要因といたしましては、9月から10月にかけて台風15号、19号の上陸、1月から2月まではあしがくぼの氷柱の中止が影響したものと聞いております。

一方で、5月については増加しておりますが、その要因といたしましては、羊山公園のシバザクラについて、一昨年が4月までで見頃が過ぎてしまったのに対しまして、昨年はシバザクラの状態が良好で、見頃が保たれたことによるものと聞いております。

続きまして、3ページの2、主な行事概要を御覧ください。御覧のとおり会社としての行事はもとより、町や埼玉県、地域団体などと連携、協力して実施した行事、またそれらの皆様のために施設を提供した行事をリストアップしていただいております。

続きまして、3、決算報告書であります。5ページを御覧ください。まず、貸借対照表でございますが、この表の右下、負債及び純資産の部合計とあります。有限会社果樹公園あしがくぼの資産合計は1億3,592万5,534円でございます。このうち純資産合計は、その欄の上にあります9,555万1,088円ですので、自己資本比率は70.3%となり、前年度比3.7ポイントのマイナスとなっておりますが、引き続き財務状況が良好であることを表しております。

続きまして、6ページを御覧ください。損益計算書でございます。一番右の欄を御覧いただきたいと思っております。上から、純売上高が1億9,703万3,884円、売上原価は4,973万810円、売上総利益は1億4,730万3,774円で、いずれも前年度比9.1%のマイナスとなっております。また、販売費及び一般管理費は1億5,074万9,439円であり、前年度比1.8%のマイナスとなっております。この販売費及び一般管理費の費用の中で占める割合は、まず人件費が全体の47.8%を占め、次に地代家賃が14.3%、水道光熱費が6.9%、施設管理費が6.1%の順となっております。このように売上総利益から販売費及び一般管理費を減じますと344万6,365円の営業損失となり、この金額に営業外収益を加え、そして税金を差し引くと308万9,522円の当期純損失となりました。

続きまして、7ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。この表の上側が当期の期首残高、下が期末残高で、その間が期中の変動となります。この表は、5ページの貸借対照表の右下にある純資産の部の各科目の変動を表すもので、5ページの純資産の部の各項目の金額と7ページの表の一番下の当期末残高の金額は一致するものです。この当期末残高のうち、繰越利益剰余金はマイナスであるものの、その他の利益剰余金でそれを補填しており、株主資本の期末残高は9,555万1,088円で、前年度比4.1%のマイナスとなりましたが、引き続き潤沢な株式資本を保有していることを表しております。

最後になりますが、有限会社果樹公園あしがくぼから令和元年度において、天候等に左右され、厳しい状況の中ではありますが、しっかりと経営をしてきた旨の報告を受けておりますことを申し上げ、報告第1号の細部説明とさせていただきます。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時16分

○内藤純夫議長 それでは、再開いたします。

有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての質疑に移ります。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 決算書を拝見させていただきました。2点ばかりちょっと教えてください。

今年度の売上は、去年と比べると落ちましたが、今年度の1億9,700万円という売上げは、恐らく平成26年か平成27年度あたりに相当するのではないかと思います。それで、平成26年、平成27年を見ますと、それぞれ利益が1,300万円と1,390万円出ておりますので、ほぼ売上げが同じぐらいな年度に対して、それぐらい出ていて、今年度がマイナス300万円ということで損失が出ていますので、道の駅でいろんな設備とか更新ですとかいろいろ改善はあったかと思いますが、当時と今で何か変化点があったのかどうかということをお聞かせください。

それともう一つ、働いている方々の待遇についてなのですけども、今現在時給が幾らなのかということと、その時給が昇給するのかどうか、要するに長く働いてもらっている方と新しい方との間で、仕事の出来不出来もあるのでしょうか、差があるのかどうかということと、あまりその差がないようだと、長く勤めている人と新しい人の間で不満といいますか、そういったことも出ることも考えられますので、その辺のことをどのように考えているのか教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 では、私のほうから、1番の利益のところに関しますと、平成26年、平成27年当時と違ったところは、一つは氷柱なのです。氷柱が伸びてきて、今年は氷柱が伸びる前提で組み立てをしています。したがって、12月あたりの例えば仕入れだったりとかということが平成26年、平成27年と大きく変わっているのが一つ、もう一つが今年は、キャッシュレス化を進めるということをやりにして、レジの入替えだったりシステム更新等をしましたので、そのところの経費がかさんでいます。これが大きい要因、あとやっぱり氷柱のが割と象徴的なのですけども、売れると思っていたときに売れないのダメージがやっぱり小売業大きくて、それは氷柱もそうだし、あと19号の台風も同じような状況です。ということで、巡航速度で来た平成26年、平成27年とはちょっと違うという状況が一つです。

それから、時給のところはちょっと細かいデータがないのですが、勤続年数に応じたというところは、すみません、ちょっと確認してみないと分からないので、後日、確認した上でご報告したいというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 1点お尋ねします。

お客様1人当たりの売上単価というのですか、幾らぐらい買っていたかという推移、魅力ある商品がいっぱいそろっていけば上がるのではないかという期待もあるのですが、その辺も含めましてどのように推移しているかお教えいただきたいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 すみません。手元にちょっと数字のデータがないので、若干感覚的にはなるのですけれども、お客様の数も増えていて、単価も若干上昇傾向のトレンドにあると思っています。要因として大きかったのは、例えばソフトクリームとか、こちらのソフトクリームはかなり単価が高かったり、水辺のカフェを利用していただくと、お買い物プラスになるというところがあったり、それからそういう意味では、バーベキューなんかも単価の上昇には結びついているというふうに思います。一方で、マイナスというか、客単価が低いというほうでいくと、氷柱の時期のお客さんは、恐らく単価が低いという形になっていると思います。なので、例えば昨年でいくと12万人のうちの相当の割合の方が道の駅には滞在していただいて、何かは買っていたかというのですが、多分単価は低いかなというふうに思います。そこの差引きなので、今はちょっと手元にデータがなくて恐縮なのですが、イメージはそんな感じかなというふうに思っています。

○内藤純夫議長 振興課長ございますか。

町長。

○富田能成町長 売上げデータとしては、お客様の数と、それから売上げのデータがあるわけですから、単価のデータは出せますので、これはデータをつくってお出しするようになりたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほど伺います。

1つは、先ほど利用者一覧表がありました。全体の中で86.6、マイナス13.4%ということですが、直売所のほうはこのデータを見ると84.7%、食堂は90.1%、食事のみというのは82.5というふうに読み取れまして、全体的には下がっている中で、食堂のほうは相対的に下がりが少ないというふうに私は見たのですが、そこら辺について何かこういう取組があったからという点が1点であります。

2点目ですが、今回の株主配当の関係ですが、やっぱり2割配当を今年もやったというふうに見えます。赤字というふうな中でこの配当をどう考えるかということなのですが、先ほど阿左美健司議員

のほうからあった、職員のいわゆる昇給の問題とか、そういうふうに割り当てていくのも一つの方法ではないかなというふうに、いわゆる職員のやる気というか、職員は限られていますけれども、ほとんどパート職員が多い中で、そういうところの給与水準を上げていくというのも一つの方法ではないかと思います。そこら辺の今回の株主配当と関係等については2点目であります。

3つ目であります。今回のコロナ対策ということで、道の駅の直売所、非常に狭いというのがある、人が重なってしまうということでもあります。3月、4月、ちょっと私も休んだときを正確に覚えていないので、そういう中で2月末から3月にかけて、あそこも対応策を考えていかななくてはならない時期に来ているというふうに思います。前から狭いなというのがあったのだけれども、今度はなおさらそのところを考えなければならぬと思いますので、どういうふうに考えているかについての3点ですが、よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、一番初めの食堂の利用者数の影響の関係でございますけれども、お聞きしているのは、主にメニューの中で例えば豚味噌丼とかかわらじカツ丼の両方を楽しめるようなミックス丼を販売しているとか、そういうようなメニューを少し工夫をしているというような話は聞いております。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから、配当のこととコロナ対策について回答させていただきます。

まず、配当は、昨年度は最終的に赤字を計上したことになっているのですが、今年度も配当は実施します。ただ、近時従来のに増やしていたのですが、そこを従来水準、だから昨年半分の形で配当を出すということにしています。道の駅は、まだ内部留保は相応にある会社ですので、適正な水準かなというふうには思っています。

それと、コロナの対策は、おっしゃるとおり非常に難しいです。うちの道の駅は、特に直売所の通路、販売のところが非常に狭くて混雑しがちですので、工夫が必要です。6月に休日もオープンしているわけなのですが、やはり一定時間はかなり混む状況になっていますので、まずは基本的な消毒液を置くということ、手洗いの励行、それからレジのところにビニールのつい立てをつくっておりますので、そういう形をつくるということまでやっているのですが、ここから先は少しスペースの工夫とか、あるいは屋外スペースを上手に利用していくとかということまでは、やる必要があろうかなというふうに思っています。

あと、昨年度は、最終的には赤字だったのですが、今年度はさらに厳しい状況になろうかというふうに思っています。何しろこの先、通常に営業できるのかどうかということもまだ不透明なところもございますので、いろいろな施策を早め早めということで打っていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

なければ質疑を終結いたします。

日程第2、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のとおりご了承願います。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○内藤純夫議長 日程第3、報告第2号 令和元年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、報告第2号 令和元年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部についての説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 報告第2号 令和元年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての細部説明を申し上げます。

報告第2号の裏面の別紙を御覧ください。ここに記載した事業につきましては、令和元年度予算におきまして、予算計上しておりましたが、年度内に事業を終わらせることができないと見込まれたことから、本年3月の令和元年度一般会計補正予算（第5号）において、令和2年度の事業予算繰越明許費として議決をいただいたものでございます。

各事業について説明いたします。第3款民生費の地域生活支援事業ですが、障がい者の生活支援のための多機能福祉施設整備に対する補助金につきまして、補助対象施設の進捗事情により繰越しをしたものです。なお、3月補正予算では、223万3,000円を見込んでおりましたが、事業費の見直しにより200万9,000円の繰越額となっております。

続いて、第5款農林水産業費の経営体育成条件整備事業、第7款土木費の社会資本整備総合交付金道路整備事業ですが、農業用施設の復旧、道路整備事業の進捗事情によりまして繰越しをしたものです。

続いて、第9款教育費の横小ICT整備運営事業、横中ICT整備運営事業ですが、事業の財源となる国庫補助金が次年度に繰越されるに伴い繰越しをしたものでございます。

続いて、第10款災害復旧費の林業施設災害復旧事業、道路橋梁災害復旧事業、農地災害復旧事業ですが、災害復旧事業の進捗事情によりまして、繰越しをしたものでございます。

以上で、報告第2号についての細部説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点よろしく申し上げます。

ただいま課長のほうから説明があった民生費の1番の社会福祉費です。地域生活支援事業ということで、多機能施設ということでありました。ほかの金額と見たときに、全額がみんな繰り越しされているのに対して、ここだけが一部執行したのかなというふうに見えたのですが、先ほどの説明によりますと、見直しを行った結果こうなりますということなので、令和元年度のうちに執行した分はまるっきりなしで、今回見直ししてこの金額を全部繰り越ししたのか、明許費としたのかについての説明をもう一度よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいま質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 先ほどの質問ですが、繰越額が3月補正予算のときと変わった理由になりますが、前年度での交付はしておりません。事業がオリンピック事業の関係で工事が遅れたことに伴って繰越しとなりましたが、繰越額の減額につきましては、基本となる社会福祉整備費補助金、補助額が当初の金額から、国のほうの補助金のほうが9割になったことに伴いまして、町のほうの補助金も223万3,000円から200万9,000円に変更になったものでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第3、報告第2号 令和元年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承承願いたします。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第29号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じ、令和2年3月31日、横瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、

地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、横瀬町税条例の改正につきましてご説明を申し上げます。

お手元の横瀬町税条例の改正概要により説明をさせていただきます。改正条ごとに改正の概要について説明をさせていただきますが、施行期日につきましては、改正条ごとに付されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、第1条による改正から説明いたします。改正条、第24条、個人町民税の非課税の範囲につきましては、地方税法の改正によりまして、全てのひとり親家庭に対し、公平な税制を実現する観点から、離婚歴の有無や性別にかかわらず全てのひとり親に対して同一のひとり親控除を適用することとしております。これにより寡夫を対象から除き、ひとり親を追加しております。

第34条の2、所得控除につきましては、ひとり親控除を追加する等、所要の措置を行っております。

続きまして、第36条の2、町民税の申告につきましては、法律等の改正に合わせて所要規定の整備を行うものでございます。

次の第36条の3の2、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合、その旨の記載を不要とする等の所要の措置を行っております。

続きまして、第36条の3の3、個人町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書につきましては、公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合、その旨の記載を不要とする等の所要の措置を行っております。

続きまして、第48条、法人町民税の申告納付につきましては、租税特別措置法の改正に合わせて所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、第54条、固定資産税の納税義務者等につきましては、調査を行っても所有者が明らかとならない資産につきましては、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定などを追加するものでございます。

続きまして、第61条、固定資産税の課税標準ですが、法律等の改正に合わせて所要の規定を整備するものでございます。

次の第61条の2、地方税法第349条の3第28項等の条例で定める割合の改正でございますが、第61条と同様に法律等の改正に合わせ、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、第94条、たばこ税の課税標準についてですが、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しを行っております。

続く第96条、たばこ税の課税免除で、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化を規定しております。

続きまして、第98条、たばこ税の申告納付の手続におきまして、条ずれに係る改正を行っております。

次の第131条、特別土地保有税の納税義務者等の改正でございますが、法律改正に合わせて所要の規定

の整備を行っております。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例と次の附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきまして、いずれも租税特別措置法の延滞金等の特例規定が改正されたことに伴う整備を行っております。

附則第6条、附則第7条の3の2につきまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の改正ですが、改元に伴う規定の整備を行っております。

続きまして、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正を行っておりますが、課税特例の適用期限を3年延長することを規定しております。

附則第10条の2につきまして、法律の改正に合わせて所要の規定を整備しております。

次の附則第11条から附則第23条までにつきましては、法律の改正に合わせて所要の規定整備と、改元に伴う規定の整備を行っております。

続きまして、第2条による改正でございます。第19条、納期限後に納付し、又は納入する税金、又は納入金に係る延滞金、次の第20条、年当たりの割合の基礎となる日数、続いて第23条、町民税の納税義務者等の各規定の改正につきましては、法律の改正に合わせて所要の整備を行っております。

続きまして、第31条、均等割の税率の改正としまして、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備を行っております。

第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、法律の改正に合わせて規定の整備を行っております。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備を行っております。

第52条、法人の町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金につきましても、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の削除を行っております。

第94条、たばこ税の課税標準につきましては、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法についての見直しを規定しております。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例におきまして、法律の改正に合わせた所要の規定の整備を行っております。

続いて、第3条による改正でございます。平成31年改正条例につきましては、法律の改正に合わせた規定の整備と改元に伴う規定の整備を行っております。

続いて、附則でございます。第1条につきましては、施行期日を規定しております。

第2条から第7条につきましては、延滞金、町民税、固定資産税、たばこ税、それぞれの経過措置を規定するものでございます。

第8条から第11条までにつきましては、平成27年から平成30年までの改正条例につきましては、改元に伴う規定の整備を行っております。

以上で、横瀬町税条例の改正の説明を終わらせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほどよろしく願いいたします。

1つは、今改正条例で説明されました第24条の関係であります。ひとり親の対象ということで、この未婚のひとり親に対する税法上の措置及び寡婦控除の見直し等ということで説明があったところであります。もうちょっと詳しくこのところに説明を、どのようになるかについてであります。これは、生計を一にする子を有する单身に対して、どのような控除があるのかというふうな点であります。

それから、2番目であります。第54条の関係、固定資産の納税義務者等にかかわる規定の改正ということで、所有者不明土地等にかかわる固定資産税の課題への対応ということで、なかなかどう相続されているか難しい問題に対して、使用者を所有者とみなす制度ということであります。これは、どのような調査に基づいて行うのか、町がどう判断するかについての説明をよろしくお願いいたします。

3つ目であります。先ほどあった説明の中で2ページの附則の、これはページの17ページから26ページにかかわる点でありました。法律の改元に合わせて所要の規定の整備ということで、どういものがこの法律の改正に合わせた、改元がどのように、どういものが変わったのかって、附則第11条からここにずっと読んでしまうとなので、主な点、こういう点がありますという、例えばこういう点、こういうものが該当しますよというところがあれば、その説明をよろしくお願いいたします。

3点です。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、まずひとり親の控除の改正につきましてご説明いたします。

未婚のひとり親家庭の定義につきまして改正するものでございまして、未婚のひとり親にも寡婦控除を適用することとしております。

また、この寡婦、婦人の婦と寡夫、夫のございませけれども、所得制限も500万円も設けることとなっております。しかし、これにつきましては、住民票の続柄に夫あるいは妻の記載があるものは対象外となっております。

また、子供ありの寡夫の控除額、これが26万円を、子供ありの寡婦控除額、こっちの寡婦は婦人の婦を使っておるのですが、30万円と同額とすることにしております。これにつきましては、令和3年度分の個人住民税から適用することとなっております。

続きまして、所有者不明土地等に係る固定資産税の関係でございませけれども、現に所有しているもの、これは相続人等になるかと思いますが、この申告を制度化するものでございませ。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者、相続人等になるかと思いますが、この方に対してまして住所、氏名等必要な事項を申告させることができることとしております。これにつきましては、聞き取り調査等も考えられるかと思いますが。

あと、この件につきましては、使用者を所有者とみなす制度の拡大ということで、調査を行っても、なお固定資産税の所有者が一人も明らかとならない場合につきましては、事前に使用者に対して承知をしていただいた上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるというものでございませ。

それと、最後の改元につきましては、これはどの項におきまして、平成から令和に元号を変えるとい

うことでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 再度伺います。

いわゆる婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するためという形が今回の中身だというふうに思います。そのところについて、もうちょっと分かりやすく説明していただければ、1点であります。

それから、先ほどの関係で私が聞いたのは、何が該当するかということを知ったわけで、附則に当然書いてある中身の中で、例えば軽自動車税の環境性能割の非課税だとか、軽自動車の種別別の税率の特例というのが改元に伴ってこうなったという、そういう回答が欲しかったところだったので、文章を読めばそれは分かるのですが、課長はちゃんと理解した上で、これこれ、こうだよという私は説明をしてほしくて求めたところだったので、2番目については結構ですので、1番目について、特に婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親、このところをもう一度説明をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、答弁させていただきます。

ひとり親の条件というか、ひとり親の定義でございますけれども、死別、離婚、未婚ということで、現に婚姻はしていない、または配偶者の生死不明、こういった方に対しまして、こういった方で総所得金額が48万円以下の生計を一にするお子さんがいらっしゃるということでございます。また、先ほども申し上げましたけれども、所得要件につきましては、合計所得金額が500万円以下であること。ただし、事実婚は除外する。それで、控除額につきましては30万円でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することと決定いたしました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第5、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第30号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和2年3月31日、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、横瀬町国民健康保険税条例の改正につきまして説明をさせていただきます。

お手元の横瀬町国民健康保険税条例の改正概要を御覧になっていただきまして、説明をさせていただきたいと思っております。改正条、改正の概要、施行期日の順に説明をさせていただきます。

第2条及び第21条におきまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の「61万円」から「63万円」に変更し、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の「16万円」から「17万円」に変更するものでございます。

続く第21条につきましては、国民健康保険税の均等割額及び平等割額の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正でございます。5割軽減基準額を現行の「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減基準額を現行の「51万円」から「52万円」に変更するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日で、令和2年度以降の課税から適用となります。

続きまして、附則第4項、5項の長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございますが、法改正に合わせた規定の整備を行っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、4点ほど伺います。

1つは、先ほどの第2条、第21条関係で、医療費の課税限度額の引上げという形になりました。これに

よって影響する世帯数、あるいは限度額を引き上げることによって、試算によってどのぐらいの負担が増えるのかという点が1点であります。

2点目であります。5割軽減、2割軽減、これにつきまして、基準額を引き上げることによって影響を受ける世帯の変化、あるいはそれに伴ってどのぐらいの金額が減額されるのかについての説明をよろしくお願いいたします。

3つ目あります。これは昨年私提起して、どうですかって聞いたところですけども、今回も見送られていますが、均等割の関係であります。ゼロ歳から生まれた子供にも均等割がかかるということで、これは全国の自治体でも、この均等割減免の自治体が増えてきています。今年のデータはちょっとなかったんで、昨年同じことを言ったわけですが、ここについての今対象、これは今秩父郡市だということ、小鹿野町あるいは皆野町で第3子の家庭に対して18歳までを減額しますというふうな、減免しますということであると思います。どういう世帯がどのぐらいいて、もしこれを減免したときのあれが幾らぐらいになるか、数値等あれば、それを教えていただいて、このように考えますという点の考え方を示していただければと思います。

4番目としては、これは後の条例のほうで出てくるところなのですが、減免についてであります。今回、横瀬町税条例の中での保険税の減免ということで、町長は次のが該当する場合に対して国民健康保険税を減免することができるということで、天災、その他の事由により当該年の所得が皆無となったため、生活が著しく困難になったもの、またはこれに準ずると認められるものということで、コロナに対しては皆さんにお金を配ってやっていこうと、こういう厳しい状況の中で、減免についてどう捉えていくのかについて、横瀬町の取組について、今後考えています、今後こうしていきますという点があったら、この条例の中では特にこのままの本文を使って考えているか、そういう点についての説明を4点あります。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、浅見議員の質問に答弁させていただきます。

今回の改正による課税限度額の対象者でございますけれども、令和元年度末の課税ベースで試算ということでさせていただきます。限度額対象者は10人、限度超過額につきましては、この試算によりまして290万2,285円でございます。これで試算した場合です。昨年度、この令和元年度に比べますと、人数で2人の減、限度超過額につきましては22万4,639円の増になる試算でございます。

続きまして、軽減措置の対象者でございますけれども、こちらも令和元年度末の課税ベースで試算した場合、5割軽減の対象者につきましては、1世帯減となる197世帯、被保険者につきましては3人増の348人、1万7,369円の軽減となります。2割軽減の対象者につきましては、7世帯増の152世帯、被保険者16人増の292人、8万3,127円の軽減となります。合わせまして10万476円の軽減の試算となっております。

それと、3つ目の均等割の関係でございますが、これは昨年も答弁いたしましたのと同じです。子供に対しても課税されておるわけでございますが、国民健康保険税につきましては、年間必要とする国保事業に要する経費を国保の加入者が負担するものでございます。子供の均等割につきまして減免制度を導入す

ることは、その減免による減収分を他の国保加入者が負担しなければならないという財政上の問題が生じます。このことから、子育て世代に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応する意味でも重要であるとは認識しておりますけれども、国保税の軽減措置につきましては、他の納税者との均衡を考えながら、慎重に取り扱っていく必要があると考えております。

数につきましては、子育て支援課からいただいた数値で10世帯ございますけれども、実際の国保税額につきましては個々の所得額、そういった面もございますので、算出はしておりません。

すみません。コロナウイルス関係の減免の関係でございますけれども、国保税の減免につきましては、条例に基づいて減免措置、該当者がいらっしゃる場合には減免していく方向になるかと思えます。また、国保税につきましては、自発的失業者に対する措置ももう既に条例の中にもございます。そういったケースに当たるような、コロナの影響によりまして非自発的に失業者、こういった方に対する対応も条例の中うたっております。また、この国保税の減免につきましては、国から財政支援の基準も示されております。それらを基に対応していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 もう一度説明をお願いします。

2割軽減のところの軽減額が幾らというのが全体で10万幾らになるということで、5割軽減1万七千幾らということは分かったのですが、2割軽減のところの金額がちょっと聞き取れなかったので、もう一度よろしく願いいたします。

それから、子育ての均等割の関係での支援の関係であります、10世帯ということでありまして、所得、これ1人当たり幾らということなので、1万800円と八千幾らで2万幾らだというふうに思うのです。それが10人いれば20万円だというふうになると思うのですが、そこは変わる中身ではないと思うのです、この金額。それで、10人いるとすれば子育て支援をどうしていくか、多子世帯に対するということなので、当然この負担の軽減あるいはこの公平性の原理とかという形であるのですが、今回は特に私昨年提起しましたが、今も状況は変わらないということで、検討したかしないかで結構です。金額は、多分このぐらいになるのではないのかなという私の今世帯数から出した人数なのですけれども、その金額で合っているかどうかと、あと検討したかしないかについてでよろしく願いいたします。

それから、もう一個、減免の条件に基づくということで、25条の関係だということ、特にコロナに対してということは、町長がこれに認めたという形でいくと思うので、これの徹底というのですか、減免制度がありますよという具体的な点、どのようにアピールしていこうかということについての説明をよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 最初のご質問でございますが、2割軽減の対象でございますが、金額は8万3,127円の軽減となります。

それと、検討をしたかということでございますが、よその秩父地域の動向を把握はしております。

それと、コロナウイルスの減免の周知につきましては、7月、来月、国保税の納税通知が発布されます。

それに伴いましてホームページや広報等で、もし該当される方がいらっしゃればということで周知は行っていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第6、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するに当たり、緊急に横瀬町国民健康保険条例を改正する必要性が生じ、令和2年4月30日、横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 このたびは、ご配慮いただき誠にありがとうございます。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第31号の細部説明をさせていただきます。資料を御覧ください。まず、経緯を申し上げます。本年3月に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給を行うことについて、国よ

り各保険者に対し要請がなされ、支給額全額については、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととしております。

なお、国民健康保険制度においては、様々な就業形態の方が加入していることを踏まえ、傷病手当金につきましては、条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっております。また、今回のような時限的な規定につきましては、本則でなく附則で定めることが一般的であることから、附則において規定するものでございます。

では、改正の趣旨でございますが、横瀬町国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を支給するため改正するものでございます。

改正の概要でございます。附則第5項では、給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染したおそれがあることにより療養のために労務に服することができないときに、労務に服することができなかつた日から起算して、3日を経過した日からその労務に服することを予定した日について支給すると定めるものでございます。

附則第6項では、傷病手当金の額は、1日につき直近に三月間の給与等の収入合計額を就業日数で除した額の3分の2に相当する額とし、また1日当たりの支給額の上限について定めるものでございます。

附則第7項は、支給期間を1年6月を超えないものとするもの。

附則第8項から第10項までは、傷病手当金と給与等の調整に係る規定で、給与等の支払いを受ける期間は傷病手当金を支給せず、給与等の一部の支払いを受けている場合で、その額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給することとするものでございます。

施行期日は、令和2年5月1日とし、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するとしております。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回、国民健康保険税条例の一部改定で、新型コロナに対する傷病手当金の支給についてということで、横瀬町はホームページでも5月1日にアップして、条件等を満たしている方という形で示されています。先ほど課長のほうから説明がありました。これに対しては、国が全部補助していきますよということの中身であります。この中で、国会答弁等でいわゆる自治体が判断した場合、被用者に限らず独自に対象を拡大することは可能かというのに対して、市町村長の判断で被用者以外の方も含めて対象とすること自体は可能と考えていると、事業主やフリーランスの人も対象にできるとの見解を示されているところがあります。今回、この条例の中で特にうたわれていないところではありますが、町独自にこれが、これは国庫補助ないから、町としてもこれに対して支給することができるということの見解について何うものであります。事業主やフリーランスについて、どのように考えているかについての説明をよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、フリーランスや事業主の方につきましては、労務管理の方法、所得把握の問題などもあり、国保で傷病手当金を導入するのは難しいと考えられております。フリーランスや事業主の方への新型コロナウイルス感染症に伴う支援につきましては、国、県、町で重層的に融資制度や給付金などの支援措置が講じられておりますことから、本町の国保において独自に傷病手当金を支給することは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時17分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてであります
が、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、埼玉県後期高齢
者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月30日に公布されたこと
に伴い、緊急に横瀬町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要が生じ、令和2年4月30日、横瀬町後
期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定
により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、議案第32号の細部説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。改正の内容でございますが、後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ
きましては、国民健康保険、被保険者への傷病手当金の支給と同様に、国より後期高齢者医療被保険者
に対する傷病手当金の支給を行うことについて、各保険者に対し要請がなされました。つきましては、埼玉
県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、町は広域連合が行う新型コ
ロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるた
め、第5条、町において行う事務に当該申請書の提出の受付を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会
計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてであります
が、新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援に係る費用等を計上するため、緊急に令和2年度横瀬
町一般会計予算を補正する必要が生じ、令和2年4月30日、令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）
を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,011万
2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,511万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時26分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり、ページを示して質問してください。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 まず、7ページの定額給付金のところですが、アウトソーシングということで委
託していますが、そのアウトソーシングの内容を教えてください。

それと、8ページです。8ページの農家等の122万9,000円のやつです。農家等対策支援補助金、これ対
象の基準があれば教えてください。

それと、対象農家の主たる生計手段が何か。

それと、生計を立てているその対象農家のおおよそでいいのですけれども、平均収入減額です。

それと、あと1軒当たりの支給額、あと道の駅でも協力金の支給ということで以前説明を受けましたが、
その辺との兼ね合いはどうなったのかどうか。

それと、農家の販売機会、道の駅が閉まったことによる販売機会が喪失されたということでしたが、給
付ではなくて弁当販売も役場なりでしておりましたので、農家の皆さんに対しても、この給付ではなくて
販売機会の提供は考えなかったのかどうか、そちらのほうが横瀬町にとって、財政支出はそちらのほうが
少なかったと思いますし、あと食品ロスですとか、そういうことも考えても、販売機会の提供のほうが有
効だったのではないかと考えますので、その辺の考えを教えてください。

それと、商品券についてです。9ページ、プレミアム付商品券、事務費の補助金の403万円の内訳を教

えてください。

それと、協賛業者で商品券を使った場合に、その業者が現金化できるまでの期間が前回プレミアム付商品券2割だか25%だか、2年ぐらい前にしたかと思うのですけれども、それと比べて回収期間が短くなったのか長くなったのか、その辺の比較が分かれば教えてください。

それと、プレミアム分の3,000円分の使える事業所のところのことなのではございますけれども、3,000円の対象になった事業所の対象基準、協賛事業者と対象事業者の、使える事業者の基準がどのようなことがあるのかどうかです。

一応その辺を教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 アウトソーシングの内容でございますが、宛名、申請書のデータ印字代、帳票印刷代、返信用封筒、帳票加工代となっており、申請書と書き方、返信用封筒が全て一体化したA4判の圧着型の封筒となって納品されるアウトソーシング対応の費用となっております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私のほうからは、まず農家支援の補助、支援金の関係についてですが、すみません。答弁漏れがございましたら、またご指摘いただければと思います。

まず、対象基準でございますけれども、道の駅に登録している町内の農家等の登録者ということで、合計で63登録者いらっしゃいます。その農家の皆さん方の主たる生計ということでございましたけれども、把握はちょっとできておりませんけれども、道の駅で売り上げている方の金額で追っていきますと、昨年の4月の段階のデータでいきますと、10万円に満たない方が3分の2以上いらっしゃるということで、農業で生計というか、を主たるというか、そこで生計を立てているということではないのかなということで、小規模に農業をやられている方が多いかなというふうに思っているところです。

あと、平均収入の金額については、ちょっと把握をしておりません。

あと、ちょっとこれ聞き漏らしたので、後でまたご指摘いただいたたいと思いますが、次に道の駅との兼ね合いということでありましたけれども、道の駅につきましても減収の5%の部分につきまして、道の駅については登録者に広くということで、登録者全体の中で町内ということに限らず、その減収率の5%に当たる部分を支給をしているという状況になっています。

それと、販売機会を考えなかったのかということでございますけれども、これにつきましては確かにそのとおりでございますが、やっぱり新型コロナウイルスの感染症の拡大のためにも、なかなか販売機会ということで、道の駅の中でというのはなかなか難しいかなというふうに思って判断をしておりました。ただ、ご存じのようにイチゴ農家の皆さんについては、もうその生産調整ができないということで、やむを得ず屋外で販売機会を提供させていただいたということでございます。

それと、プレミアム商品券でございます。の事務費の内訳ということでございました。これにつきましては、まず403万円ということでございますので、主立ったものから申し上げますと、商品券の印刷代につきましては120万円程度、それと販売業務ということで、これもまた120万円程度ということ、あと換金

作業の業務について90万円ぐらい、広報活動が60万円程度ということで、主立ったところはそういうところでございます。

それと、今回の現金化についての期間でございますけれども、今回期間が来年の3月31日までということでございますので、前回の期間よりも長くなっているということで、その間現金化をされる期間は長くなっているのかなというふうに思っております。

それと、最後になります。3,000円で使える対象となる業種の基準でございます。これにつきましては、前回、平成27年にこれを決めるに当たっては、実施したプレミアム付商品券の協賛店の方々をくくった業種をまずベースにさせていただきました。その上で今年3月に町内の116事業所を対象にしたアンケートを行っておりますけれども、その中で新型コロナウイルス感染症の影響を受けているという業者を見たところ、その上位にある業種であること、そしてあと4月に開催されておりますけれども、横瀬町、秩父市、あと秩父商工会議所の商工部会、工業部会、それと秩父地域にある全金融機関の意見交換会がありまして、そこでその意見の中で、こういった新型コロナウイルスの感染症の影響を非常に受けているといった話題に上がった業種等を参考にさせていただいて、総合的に今回3,000円のその部分に使っていただける業種というものを選定をしていったということでございます。

あと、漏れ等ありましたらお教えてください。以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員、再質問をどうぞ。

○3番 阿左美健司議員 すみません。件数多くて申し訳ありませんでした。

そうしましたら、ちょっと農家のほうと商品券の件なのですけれども、農家のほうは、弁当販売ができて野菜の販売がなぜできなかったのかということです。弁当販売のほうも列を守ってきっちり役場とかでやっていましたので、そのようなやり方ができなかったのかということで、その辺のできなかったという理由を教えてください。

それと、商品券のほうですが、今アンケートを取ったということでしたけれども、そのアンケートを取られなかった事業所も横瀬にはありますし、コロナで困っているのはうちだけではないという意見もありました。それで、今業種によって対象にしたというふうにありましたけれども、業種でくくるという網をかけるというやり方もあるかと思っておりますけれども、今回役場、要するに個人個人が見える地方自治体の事業としてやるわけですから、個々の顔が見えるかと思っております。そういったところでやる事業にしては、業種でくくってしまいますと、公正公平というふうに皆さんもおっしゃいますので、公正公平の観点からすると、それに漏れ、それにひっかからないところも今回出てきてしまっていますので、その辺の考え方がどうだったのかということをお教えください。

それと、最初に総務課長の説明で、人件費のほうは1ページをみてください、ページをみてくださいということがありました。今回、子育て支援課のほうといきいき町民課のほうで人員のプラスはありましたが、私ここのところを見ていると、役場の中で職員の数が若干増えているようなというか、役場の中の人口密度が増えているような感じもいたしますので、その辺の、このところ議員の皆さんの一般質問とか議案の質問の中でも、人件費に関する質問とかなかったので、ここでちょっと町長にお聞きしたいのですが、今回の何人か臨時とはいえ新しい人の力を借りたと思っておりますが、その辺の人件費を使わないで、現有戦力でやろうという考えがなかったのかどうか教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 私からは、農家販売がなぜ、野菜販売ができなかったかと、弁当はできているのという話でございませう。確かに野菜の販売もできればよかったのかなと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、非常に影響を受けているといったところからすると、やっぱりお弁当がまずやるべきではないかなという判断をさせていただいて、農家の皆さんにもということでありましたが、そこについては道の駅の部分になってしまいますけれども、支援金という形でお世話になりましたので、そういう形である程度すみ分けをさせていただいて、実施させていただいたということでございます。

あと、確かに今回のプレミアムで30%の部分について業種を選ばさせていただいてということで、公正公平という部分でどうなのかということはあると思います。ただ、やっぱりこの時期に特別定額給付金の支給に合わせてとか、あるいは早く経済を回したいという観点でいくと、ある程度の基準というものが必要になってきて、そういった意味で先ほど申し上げましたような基準を設けさせていただいてやらせていただいたということでございます。ですので、その後、もしこの後またいろんな対策を考えていく中では、そういった部分にも配慮しながら、検討を進めていければというふうに考えております。

私からは以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、3点私のほうから補足します。

まず、野菜の販売ができないかというところなのですが、検討はしました。お弁当マルシェと合わせて販売するという方法、それから広いところを使って露店でやる方法、あと農協ないしヤオヨシみたいな場所のスペースを一部借りるというところを想定もして検討してみたのですが、やはり数がまず多いです。イチゴ農家さんがやって、イチゴ農家さんは数が限られて、イチゴの組合さんが自立できてやれるのですが、結局道の駅のマンパワーを使ってやっていくというところはかなり無理があるのと、お弁当みたいに人が集まって買ってくれるという形がなかなかできないということで、検討した結果、こういった補償が一番お互いにとって合理的だろうという結論に至りました。これが1つ。

それと、商品券の切り方はよく分かります。なかなか難しく、今回のようなどこかで線を引くということになると、必ず水際の人が出ます。そこをどういうふうに救うかというのは本当に大きいテーマで、これからその精度を上げていきたいと思うのですが、私はこれに関しては、逆にその業種で切るところがまず公平かなというふうに思います。顔が見えるだけに、顔が見えて対応する部分というのは、これは給付金だったり補助金だったり、あるいは融資の補助だったりというところで対応できるので、プレミアム商品券はとにかく公平性を考えると、これはまず業種で切らないといけません。その業種で切るということ考えたときに、今の町内の業種のばらつきでいくと、やっぱり飲食と観光レジャーが一番落ち込んでいると、これは秩父地域共通だと思ってしまうのですが、そこに今回はスポットを当てさせていただきました。当然この水際に関しては、すぱっと切れるものでもないのかもしれないし、いろんなご意見はあろうかと思しますので、これは今後に生かしていきたいなというふうに思っています。

それと、人件費のところなのですが、これは今回はいろんなやり方を想定したのですが、外部のマンパワーを積極的に使うということに結論としてはしました。要因としては、大きくまず3点かな、3

点あります。1つは、まず今回はスピード重視だったということです。とにかく月が変わらないうちにほとんどの支給を終えたいと、5月に詰め込みたいということで短期集中型の布陣にしました。これが1つ。

それと、2つ目は、コロナの先行きが見えないという点です。コロナの先行きが見えなくて、例えば職員で感染者が出た場合にそのカバーも必要になる可能性があるということなので、最初の携わる人の分を増やしたかったのです。先が見えなかったからというのが2つ目の理由。

3つ目の理由が、基本的には今回のコロナ関連のコストは、ほとんど国で見てもらえるということです。今回、歳入歳出の歳入には反映されていないのですが、今、国の地方創生臨時交付金という1兆円のやつで申請を出していて、これほとんど結果的にはカバーをされるというふうに思っております。人件費もそこにほとんどカバーできると思いますので、以上3点をもって、今回はこの布陣でやらさせていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員、再々質問をどうぞ。

○3番 阿左美健司議員 すみません。聞くのを忘れてしまった部分、すみません、ちょっと勘違いしていただいていたのですが、私今回のことでやっていただいたことに対して批判しているのではなくて、もうちょっとやり方があったのではないかとということを申し上げているのであって、その辺は勘違いしないようお願いいたします。

それで、先ほどすみません、振興課長の答弁で商品券の現金化ということで、回収期間ということで、お客さんが事業所で商品券を使って、商品券が現金化されて事業者さんに現金がいつ入るのかという、その期間のことを聞いたので、それが短くなったのか長くなったのか、その辺の比較を教えてください。

それと、商品券についてですが、今現在も使われて、もう流通というか、出回っていると思います。その中で、それを扱った店舗の方から聞いたのですけれども、間違っただけで3,000円分のところも使えないところでその3,000円分を使ってしまうというケースがかなり出ていて、今後販売するに当たっては、その辺の説明を徹底しないと、特にお年寄りの方なんかはかなり勘違いされる方も多いと思いますので、その辺の徹底をお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、まず現金化の期間の長さでございますけれども、今まで現金化する長さというのは、当然持ってきていただいてということで変わらないかなというふうには思っておりますが、ただ3月31日ですので、3月31日に来られた方については、それなりの期間はということはあると思いますが、その前に使われている方であれば、そこまで期間がありますので、当然長くなっているかなという意味でお話をさせていただいたというところなんです。

それと、あとプレミアム分が使いづらいのではないかと話であります。確かにプレミアム分使える部分と使えない部分というのがあって。ですのでチラシを事前に配付させていただいて、事前告知をさせていただいたりとか、ホームページにも上げさせていただいて周知をしてみました。それでもやっぱり間違ってしまうのではないかと、こちらでもそういった心配ございましたので、6月1日から販売を開始したときに、販売員にその旨はしっかり伝えるようにということで徹底をさせていただいたわけでござ

ございますけれども、確かにあそこで説明を聞いてもやっぱり忘れてしまうのかなというところもあるのかなというところはちょっと反省するところもあります。実際使えない店の方にとりまして、そういった事務が増えて、対応が増えてしまうということについては、申し訳ないなというふうには思っておりますけれども、今後また販売する際には、もう一度徹底をして説明をさせていただくということで話してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長に申し上げますけれども、券をお店の方が役場に持ってきて幾日で現金化できるかという質問だと思いますので、3月31日ではなくて、10日締めで1か月かかるとか前より短いとか、そういう期間の、商店に対して券が幾日で現金になりますかという質問だと思いますので、その答えをお願いします。

○大畑忠雄振興課長 商店の方が持ってこられて現金化になる期間ということなので、それは速やかに何日ということよりは、速やかにやっていくということで聞いておりますが、よろしいでしょうか。すみません。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））については、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第9、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてであります

が、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金に係る費用を計上するため、緊急に令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じ、令和2年4月30日、令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,269万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり、ページ数を示して質問してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））については、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第10、議案第35号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第35号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行令等の一部改正及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に対する介護保険の保険料の減免に係る規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 議案第35号の細部説明をさせていただきます。

説明資料を配付いたしましたので、新旧対照表と併せて御覧いただきたいと思います。改正趣旨でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に施行され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の保険料軽減措置の強化及び今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に対する介護保険料の減免措置の整備をするため、改正するものでございます。

改正内容でございますが、1点目につきましては、第2条第3項、第4項及び第5項の保険料の減額賦課に係る適用期間について「令和元年及び」を削るものでございます。

2点目につきましては、第2条第3項において、従来から軽減措置が行われてきた第1段階、第1号被保険者の令和2年度の保険料「2万3,400円」を「1万8,700円」に改めるものでございます。

3点目につきましては、第3条第4項の第2段階、第1号の被保険者につきましても、令和2年度の保険料を3万1,200円とするものでございます。軽減対象前の保険料は3万9,000円でございます。

4点目につきましても同様に、第2条第5項の第3段階、第1号の被保険者について軽減措置対象とし、令和2年度の保険料を4万3,600円とするものでございます。軽減対象前の保険料は4万5,200円でございます。

続いて、附則第7条関係でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなど、一定の条件に該当する介護保険の第1号被保険者を対象に、保険料の減免に係る規定を追加しようというものでございます。減免の対象となる保険料につきましては、普通徴収による納期限または特別徴収による年金給付の支払い日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもので、加入手続きが遅れたため令和2年1月分の第7期以前の保険料の納付期限が2月1日以降に設定されている場合については、その保険料は減免の対象となりません。

要件につきましては、第1項第1号で第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡または重篤な傷病を負ったこととし、第2号で新型コロナウイルス感染症の影響で生計維持者の事業収入等が減少した、その減少額について規定を定めるものでございます。

第2項におきましては、溯って減免が行えるよう申請期限の特例を定めるものでございます。

本条例の施行日は公布の日からとし、経過措置といたしまして、附則第7条の規定は令和2年2月1日から適用としております。また、本則第2条の規定は令和2年4月1日から適用し、令和元年度以前の年

度分の保険料については、従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第35号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第11、議案第36号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第36号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,226万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時03分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出にわたり、ページ数を示して質問してください。

質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 それでは、P8、衛生費、感染症予防等対策事業についてお伺いします。

この中で次亜塩素酸水の製造装置ですか、こちらを購入予定ということですが、次亜塩素酸水の用途をまずお伺いしたいと思います。

それから、実は効果があまり期待できないというような報道がありますし、散布するなというような警告が何かで出た記憶もあります。効果について疑念もあると思いますが、製造してその場ですぐ使うということであれば、効果も期待できるというようなものと記憶しております。使い方について詳しく説明をお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

次亜塩素酸水の使い方につきましては、ある程度をひたひたにさせていただいて、机ですとか物ですとか、あとは食品なんかに、食品添加物に認定されていまして、洗浄というのですか、に使えるというふうになっています。有効期間については、2週間程度ということになっております。こちらのこの次亜塩素酸水生成器を購入させていただきまして、その都度必要な量の次亜塩素酸水をつくっていきこうと考えております。次亜塩素酸水については、ノロウイルスですとかインフルエンザなどの菌には効果が実証されているようであります。ある研究では、新型コロナウイルスに対する不活化効果があるというようなことも記事になっております。消毒用アルコールが逼迫している現状がありますので、除菌手段の一つとして次亜塩素酸水を有効に活用していけたらと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほど伺います。

1点は、先ほど町長も予算の関係で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということに触れました。5月に発表されて、今どのようになっているか、町にはまだこの予算の中には計上されてきていない中で、内示額だとか、あるいは今どのようになっているのが1点であります。

もう一点については、直接ここに触れてこないのですが、秩父地方における新型コロナの感染症対応について、共同行動というのですか、検査体制だとか、そういう点についての取組、今予算はいついていないけれども、こんなような取組がされているということを示される点があったら教えていただければというふうに思います。予算で直接この中に出てきていないので、情報等であればよろしくお願ひいたします。

2点です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 最初の地方創生臨時交付金についてお答えいたします。

最大で国のほうから6,280万9,000円交付されるという通知が来ております。今現在ですけれども、横瀬町から県に提出して、国から県の提出期限が5月29日でした。6月中には交付決定が出るという予定となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長ございますか。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 秩父地方の感染症対策というご質問でございますけれども、以前議員さんとの情報共有会の前に、保健所のほうにちょっと秩父の状況ということについて問い合わせた経過がございます。ただ、秩父保健所の担当の方につきましても、埼玉県ホームページで公表している情報以外については公表できないというお話がありまして、秩父地域が相談が以前より減っているのか、どういう状況なのかということについてもお答えはいただいております。対応についてもPCRの検査ができる医療機関等についても、公には公表はされていない状況です。

以上となります。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 お願いします。

先ほどの専決のときの部分と絡むのですが、また農家の対策なのですけれども、専決の部分とこの分と合わせると、合計で240万円ぐらいですか、なると思うのです。それで、先ほどの説明で今回道の駅に登録している63人ということでしたので、それぞれをやると1件当たり4万円ぐらいになるかと思うのですけれども、先ほどの説明の中で、農家の収入が10万円以下のところが3分の1か3分の2かというところがあったという説明がありましたので、そうなるという農家収入に対するこの補助金の金額というのが過大になっているのではないかなというふうに思いますので、そうなるならばまきというふうにも取られかねませんので、もうちょっとそういった意味でもっと再考できなかったのかな、やるなというわけではないのですけれども、ちょっとやり方として別なお金の使い方があったのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいま質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 2か月の間で、今のお話のように過大だったのではないかなということでございますけれども、その減収率に応じてでございますので、過大であったということではないかなというふうに理解しております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第36号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第12、議案第37号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第37号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてですが、鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部の説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第37号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、議案の概要ですが、鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴う規約変更でございます。

次に、規約変更の内容でございますが、構成市の変更に伴い、本組合の組織団体である地方公共団体を規定する別表第1及び組合の共同処理する事務を規定する別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に変更するものでございます。

附則は、この規約の施行日を埼玉県知事の許可があった日からとし、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第37号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいさせていただきます。

○内藤純夫議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第2回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

副 議 長 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 小 泉 初 男